

世界遺産
「紀伊山地の霊場と参詣道」

三重県保存管理計画

(分冊 1)

平成27年度

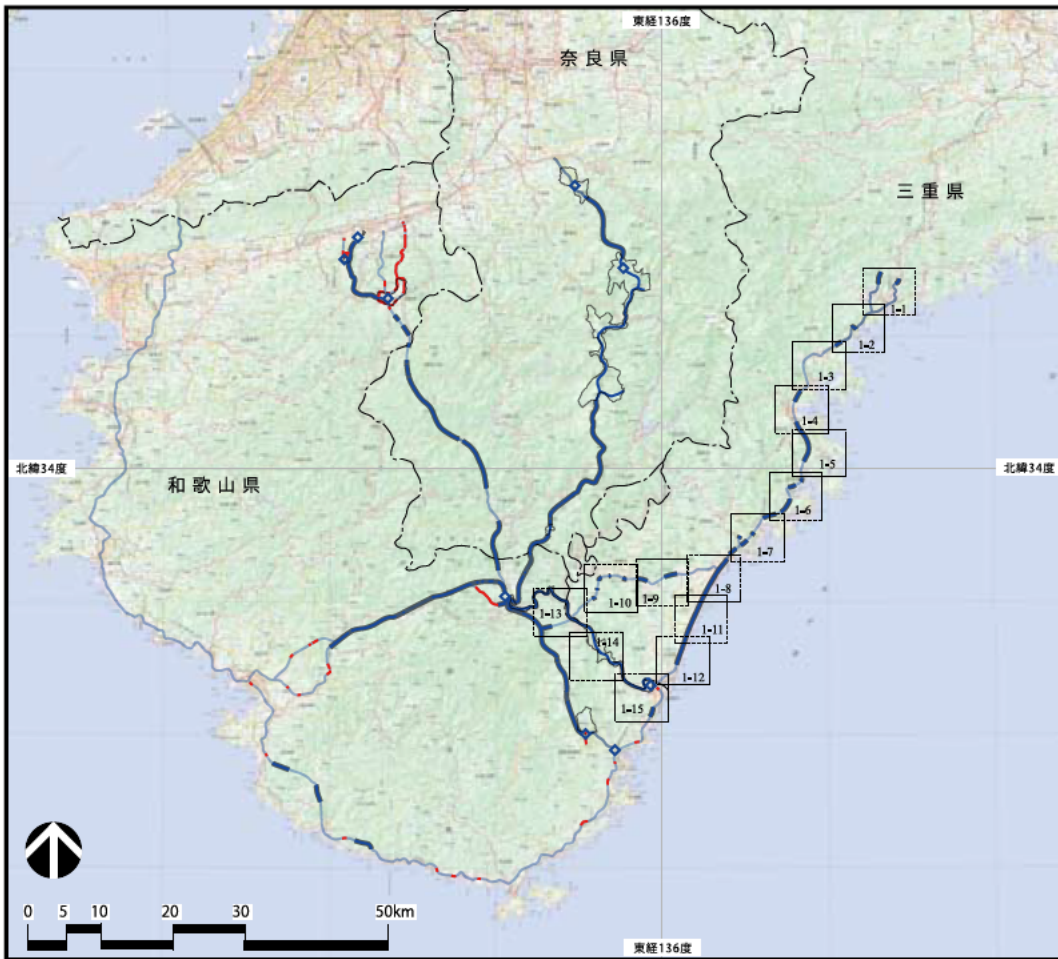
三重県

目 次

第Ⅰ章 沿革と目的	1
1 沿革	1
2 目的	3
3 委員会の設置	6
第Ⅱ章 構成資産の概要	9
1 歴史的環境	9
2 自然的環境	12
3 人文的環境	12
4 世界遺産条約上の資産種別と国内法上の指定状況	13
第Ⅲ章 保存・管理	14
1 基本方針	14
2 構成資産及びその周辺環境の諸要素	14
3 保存・管理の方法	20
4 史跡等の現状変更等の取扱方針及び基準	23
5 管理及び復旧	26
6 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素の法的取扱基準	27
第Ⅳ章 保存整備・活用	32
第Ⅴ章 運営体制	33
1 関係機関の連携	33
2 保存管理体制の整備	33
第Ⅵ章 今後の課題	36
1 学術調査と追加指定の方向性	36
2 意識啓発のための企画の推進	36
3 管理運営のための人材育成及び組織作りの推進	36
4 維持管理と整備	36
5 危機管理	37
添付資料 1. 史跡等の指定地内における文化財保護法等に基づく現状変更等の制限	38
添付資料 2. 紀伊山地の参詣道ルール	43
添付資料 3. 史跡等の保存管理基準表	44

図 1

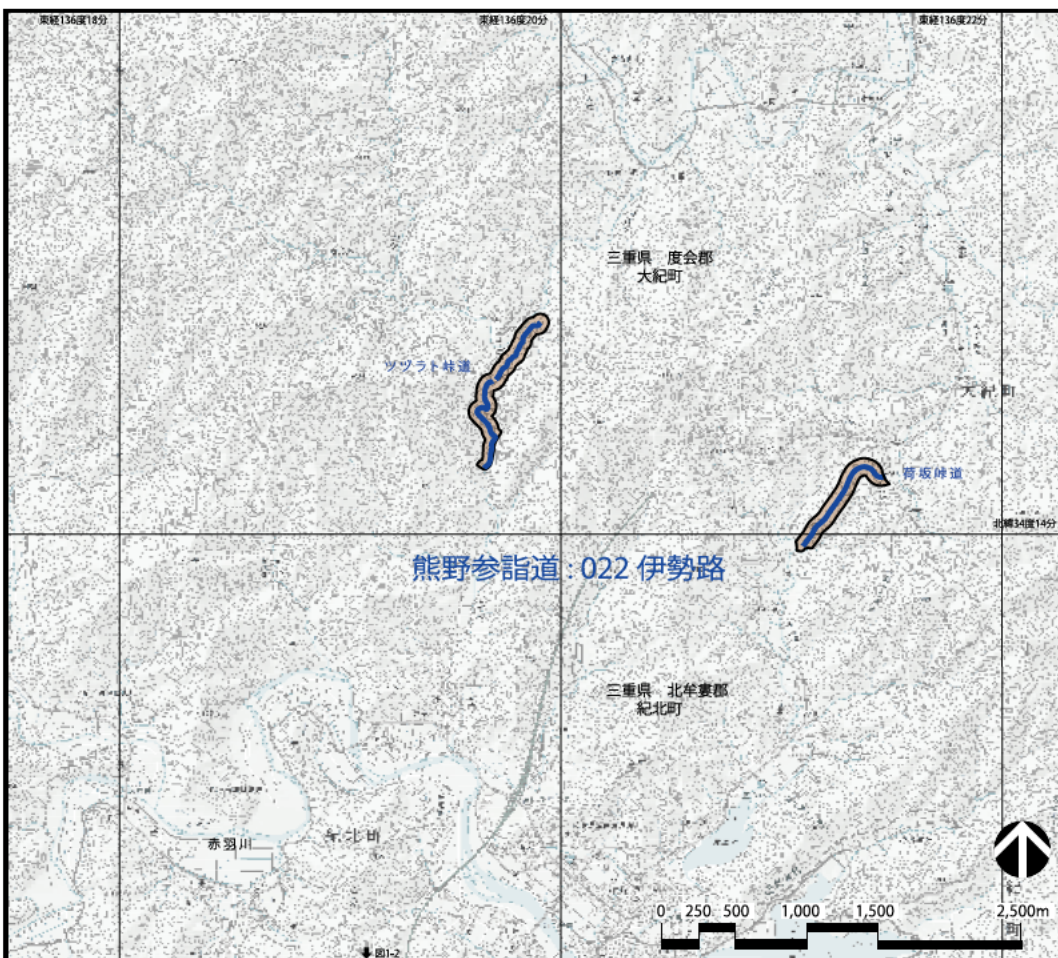
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 1

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道



図 1 - 2

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

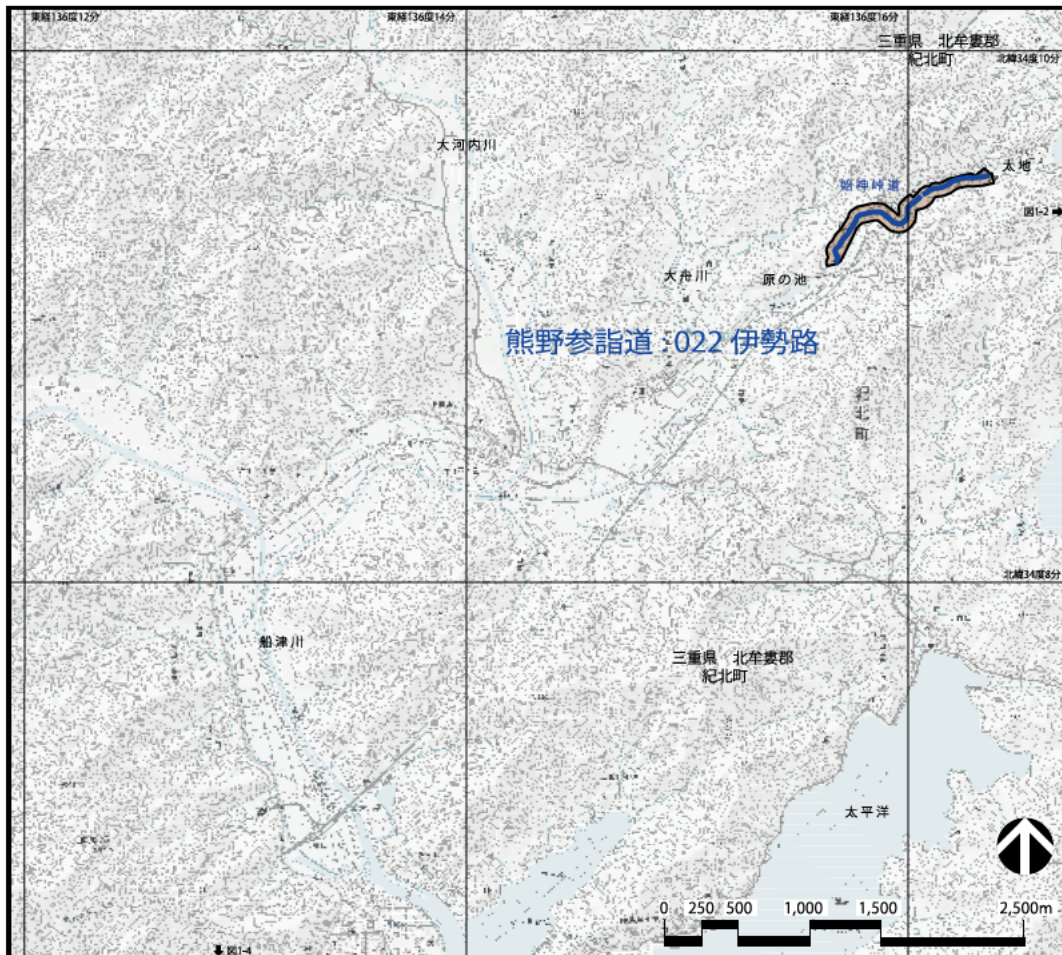
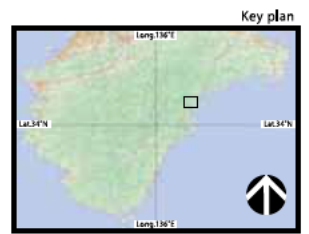
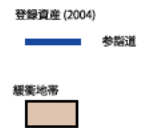


図 1 - 3

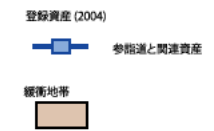
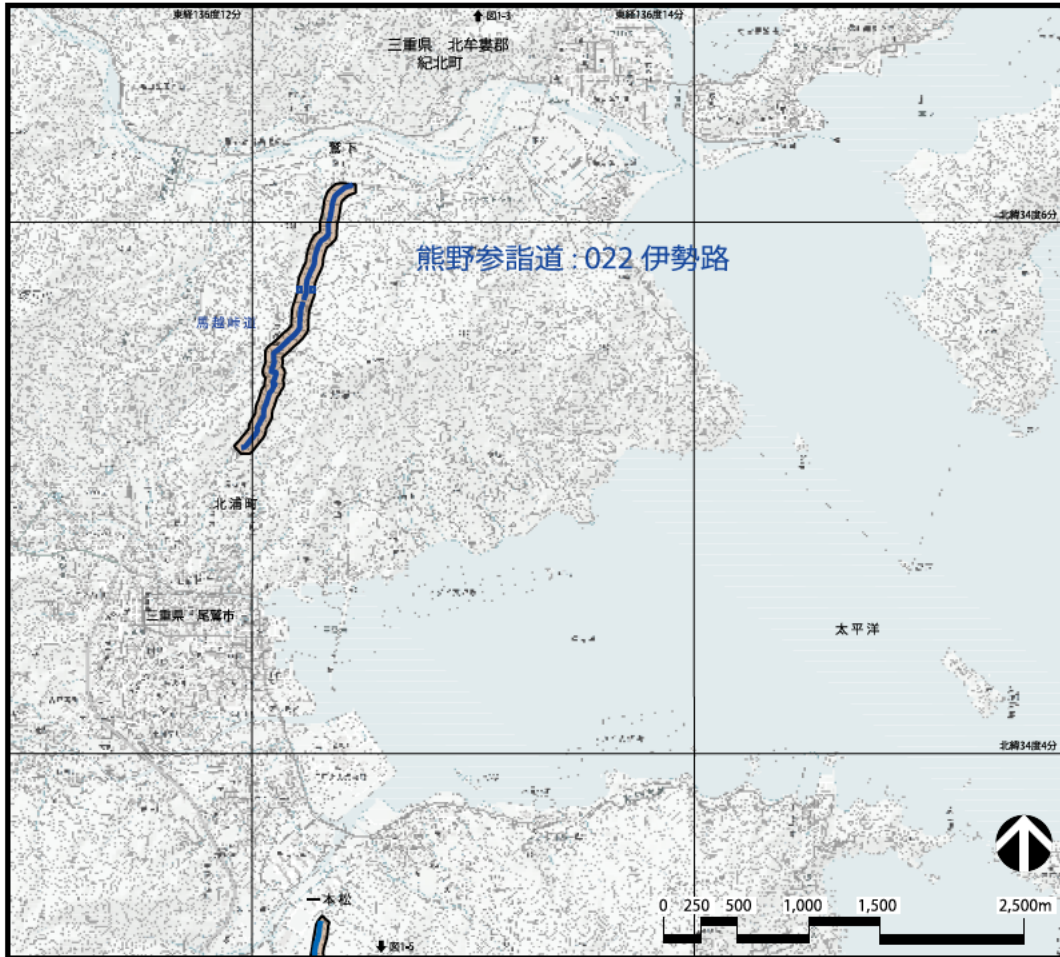
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 4

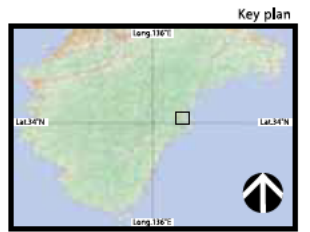
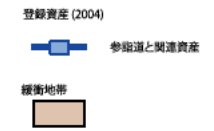
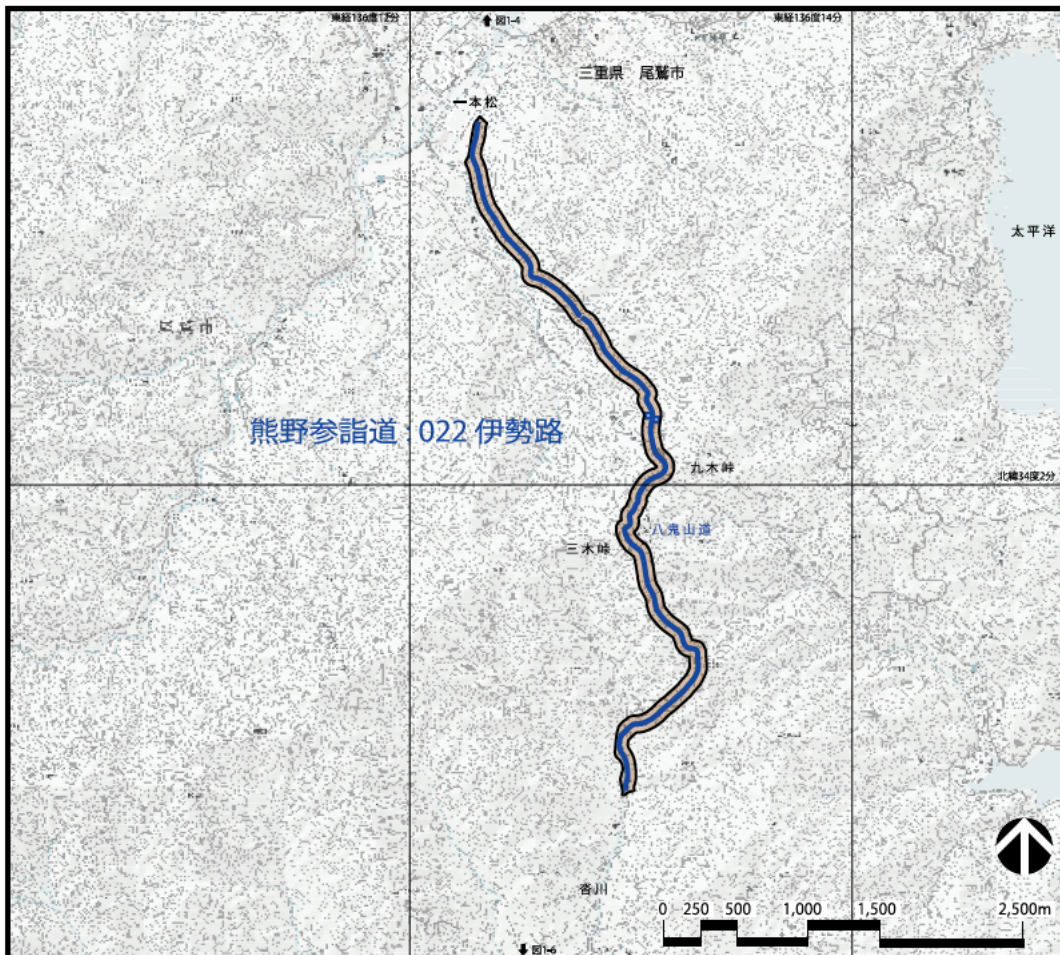
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 5

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道



図 1 - 6

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

登録資産 (2004)

参詣道

緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

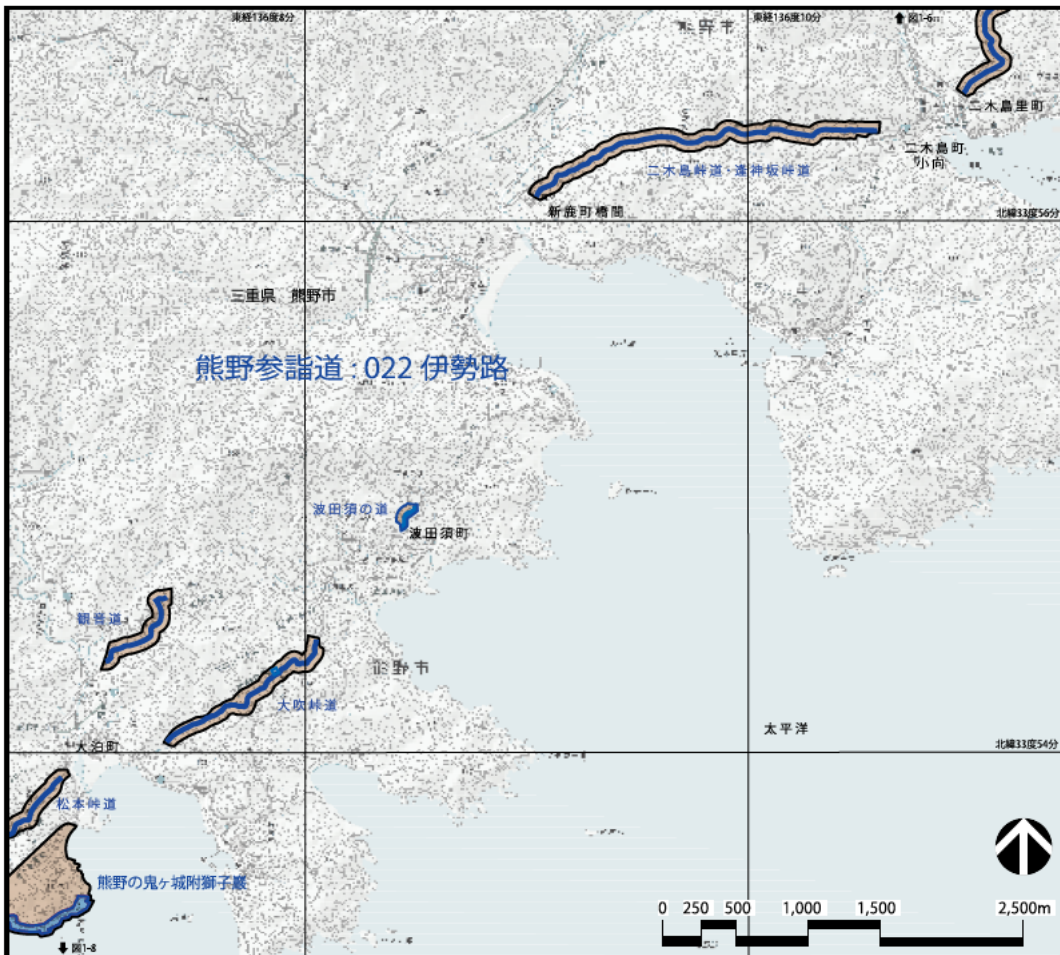


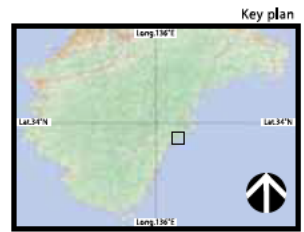
図 1 - 7

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

登録資産 (2004)

参詣道と関連資産

緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 8

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

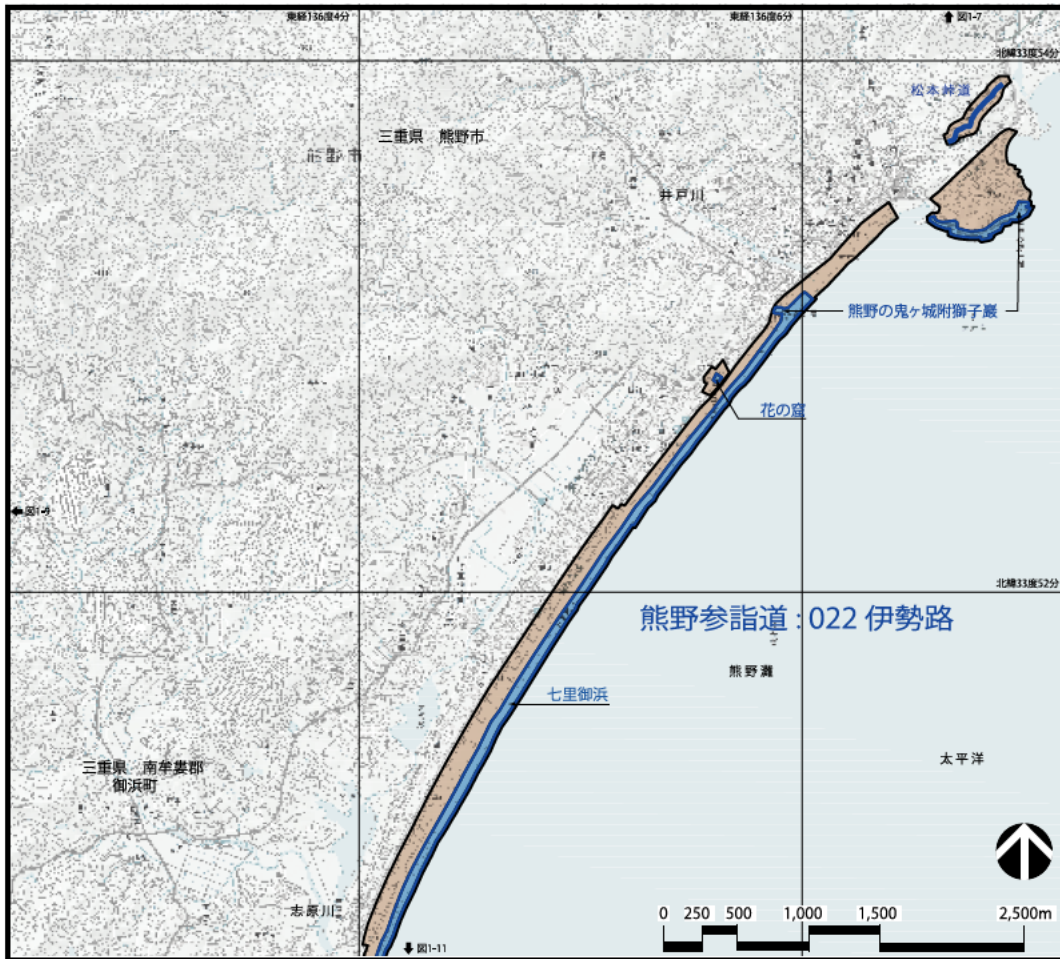
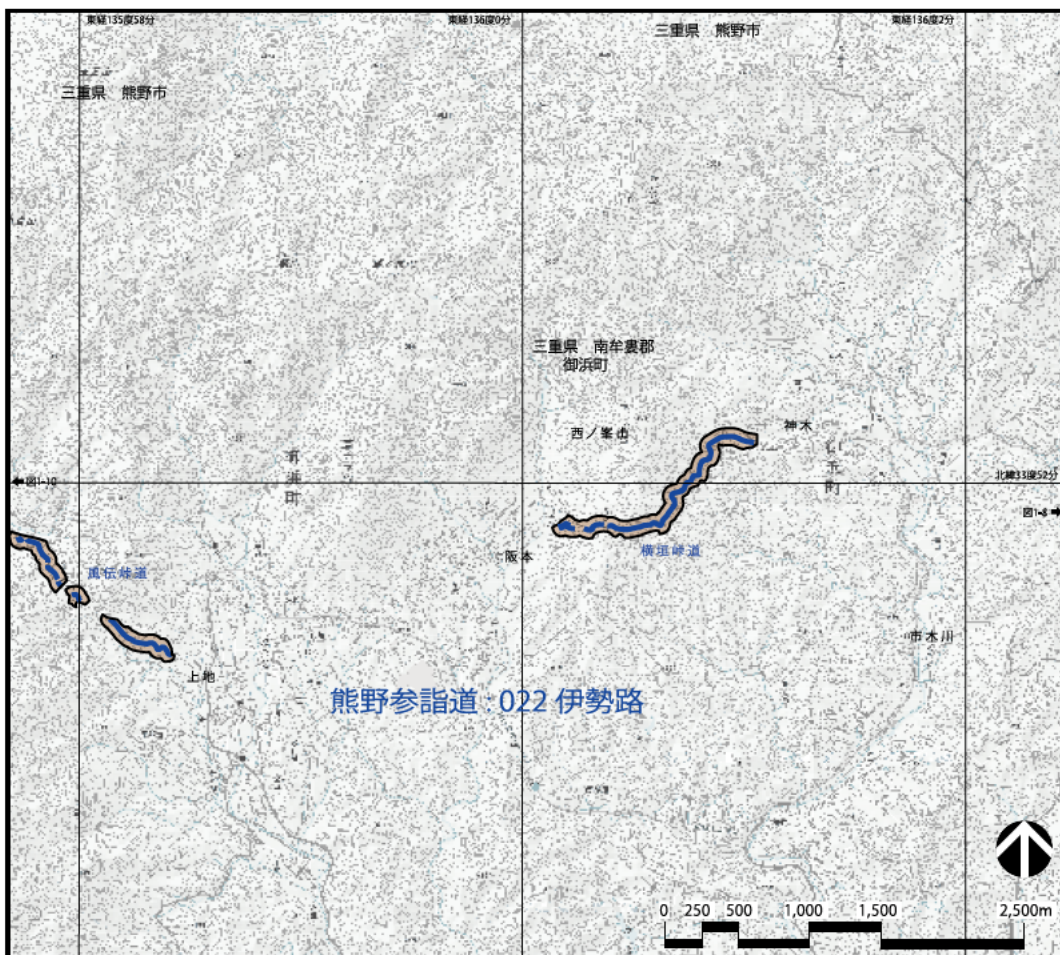


図 1 - 9

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲



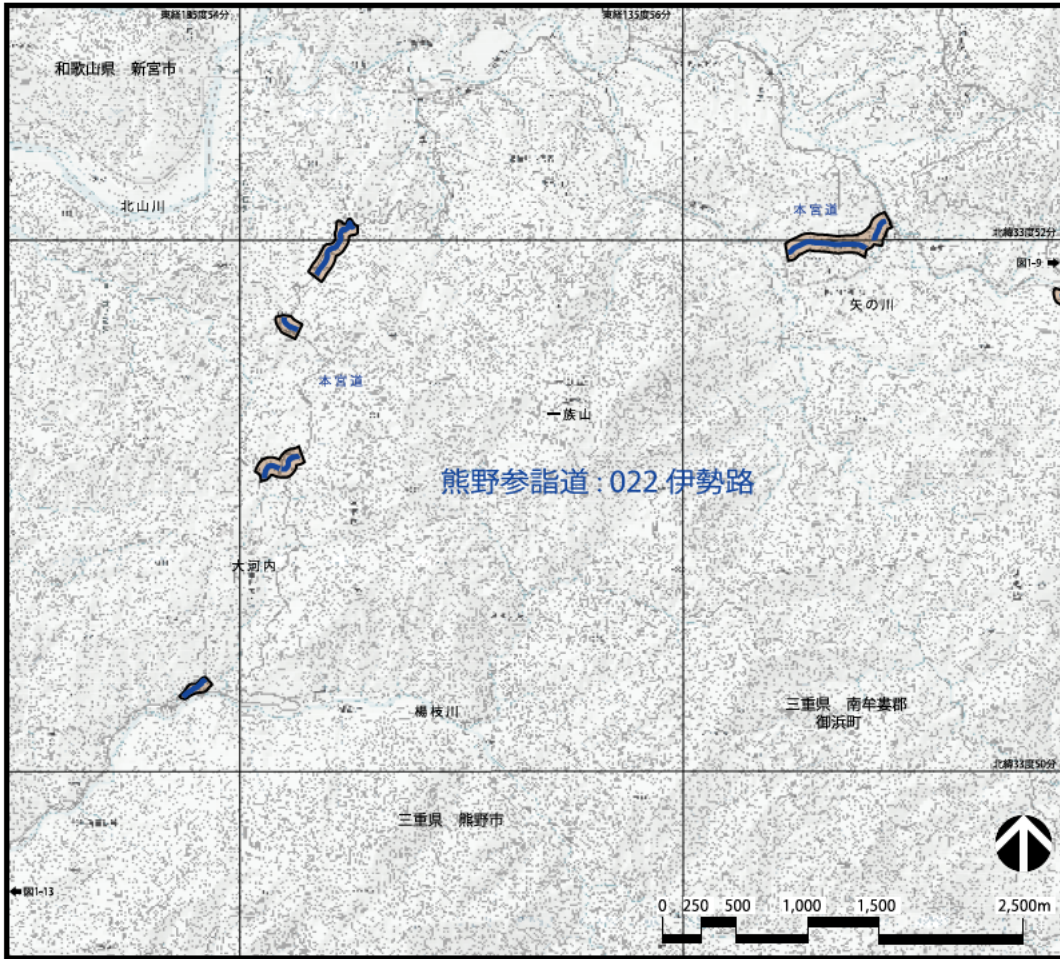
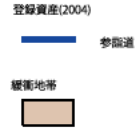


図 1 - 1 0

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

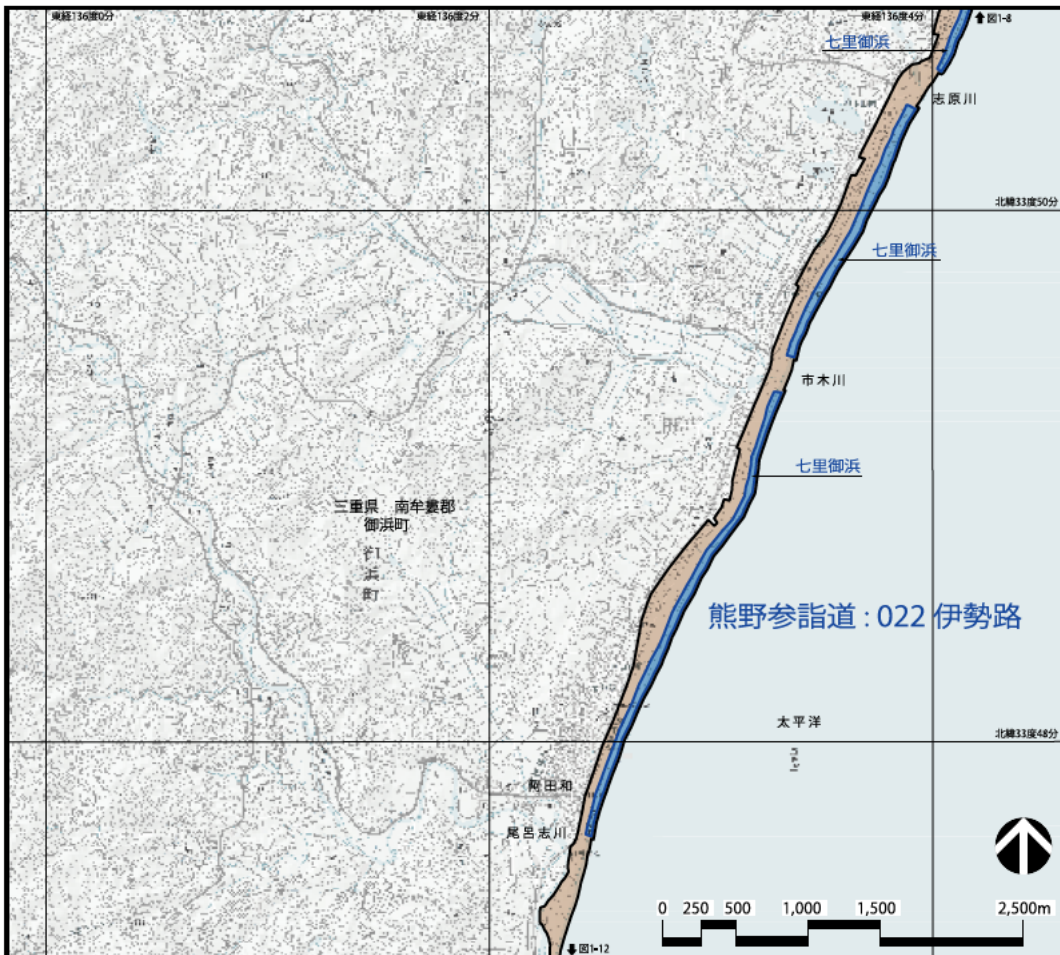
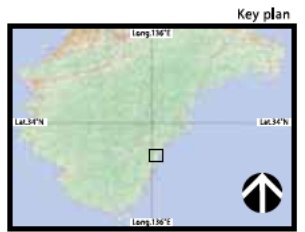
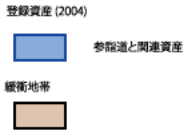


図 1 - 1 1

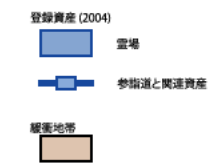
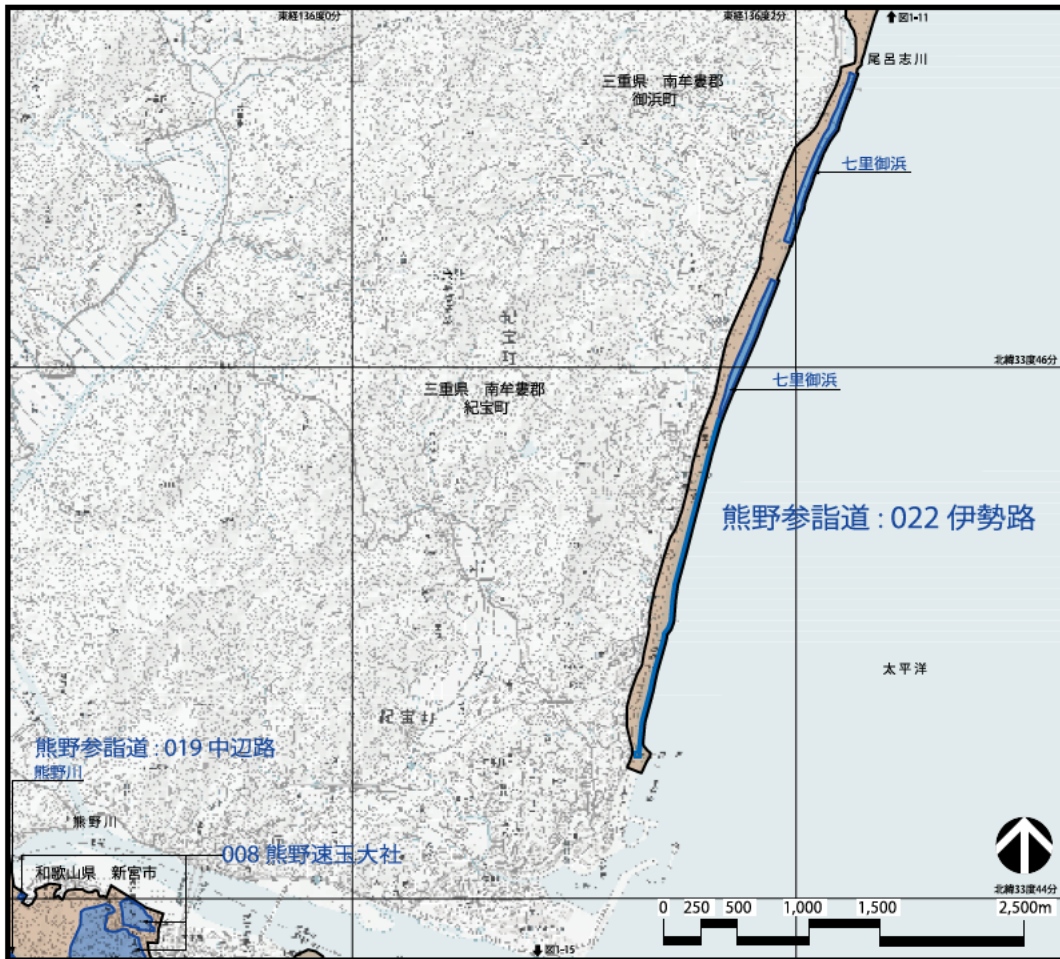
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 1 2

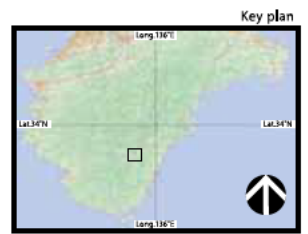
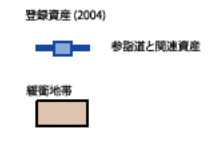
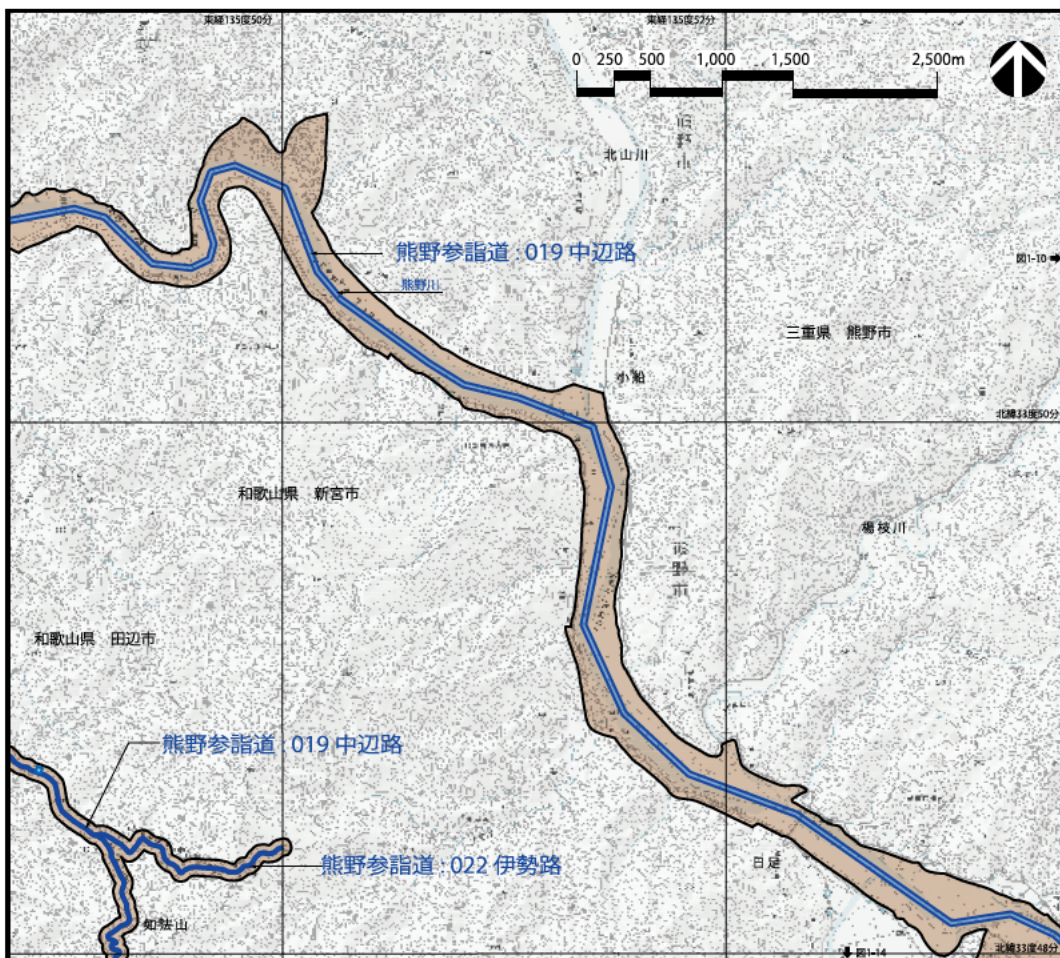
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 1 3

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

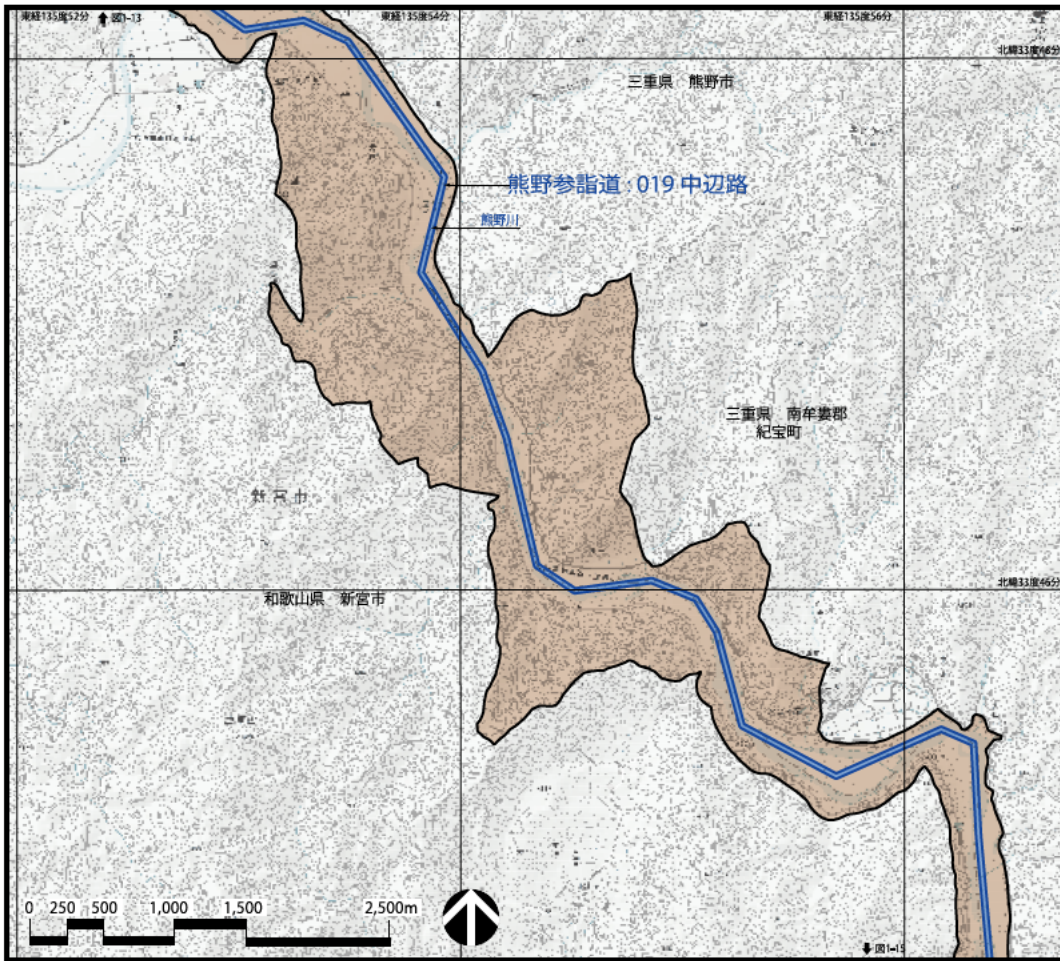
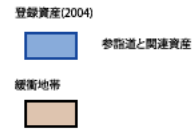


図 1 - 1 4

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

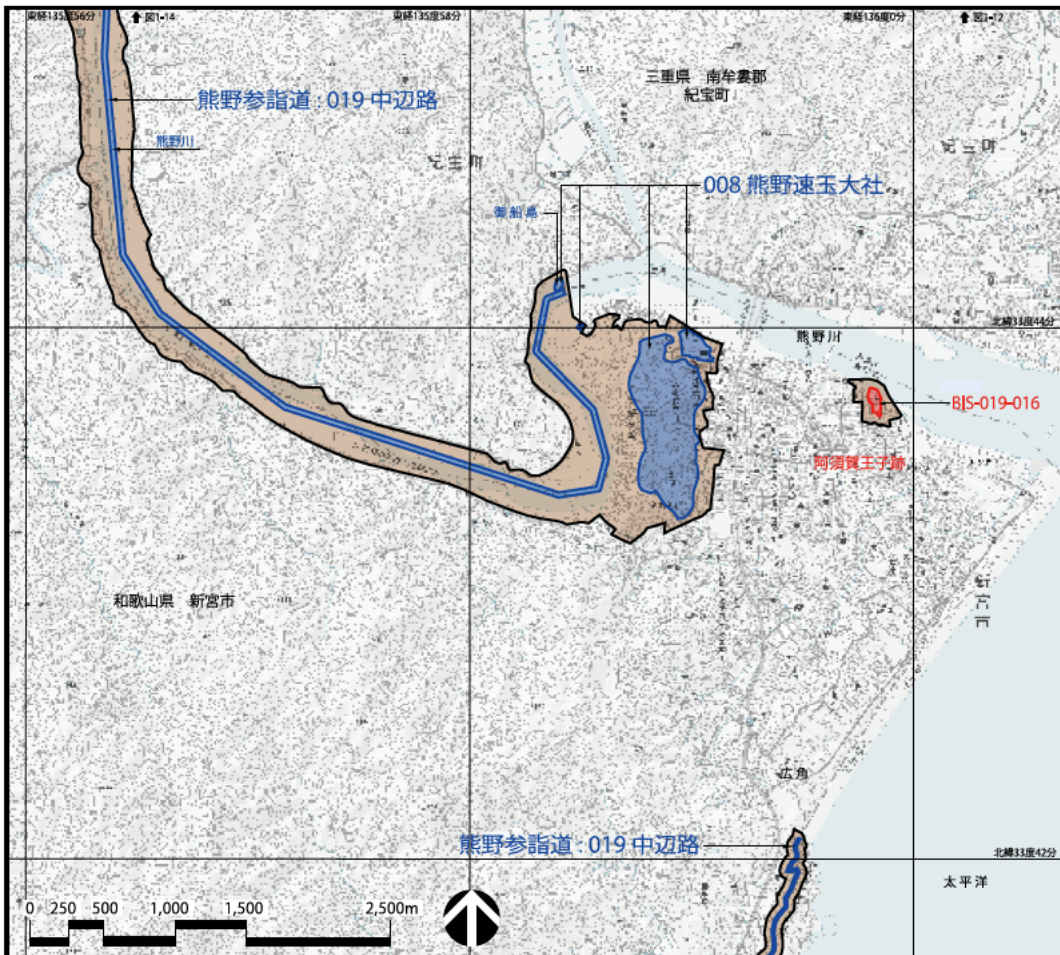
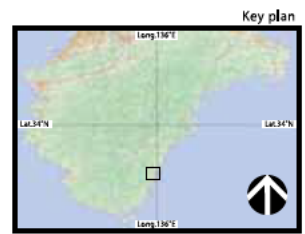


図 1 - 1 5

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

熊野参詣道: 019 中辺路
BIS-019-016 阿須賀王子跡



紀伊山地の霊場と参詣道

第 I 章 沿革と目的

1 沿革

(1) 史跡等の指定に至る沿革

熊野参詣道は、紀伊半島南端部の豊かな自然に恵まれた土地に所在する。日本固有の自然神崇拜を起源とし、その後仏教の「本地垂迹説」に基づき「熊野三所権現」として崇められた熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社を総称した熊野三山への参詣のための道である。平安時代（10世紀後半）以来、京から大坂を経て、紀伊半島の西側を熊野へと向かう中辺路や大辺路、高野山と熊野を最短距離で結ぶ小辺路、紀伊半島の東側を伊勢から熊野へと通う伊勢路が開かれた。

「史跡熊野参詣道」は、平成12年11月2日付け文部省告示第165号で国の史跡に指定された。この時点における指定地は、和歌山県西牟婁郡中辺路町（現田辺市）・同東牟婁郡那智勝浦町・同東牟婁郡熊野川町（現新宮市）・同東牟婁郡本宮町（現田辺市）に所在する中辺路及び熊野本宮大社旧社地の大斎原、熊野那智大社境内、青岸渡寺境内、補陀洛山寺境内であった。

「史跡熊野参詣道」は、平成14年12月19日付け文部科学省告示第207号で史跡の分離・追加指定を受けた。これを以って、熊野本宮大社旧社地の大斎原、熊野那智大社境内、青岸渡寺境内、補陀洛山寺境内が分離されて「史跡熊野三山」となり、本計画の対象とする伊勢路・熊野川・七里御浜・花の窟が、中辺路（部分）・大辺路・小辺路とともに「史跡熊野参詣道」に追加指定された。

また、熊野川の下流に位置する御船島は三重県紀宝町に含まれるが、「熊野速玉大社」（和歌山県新宮市所在）が所有しており、毎年秋の例大祭の重要な舞台となっている。「熊野三山」は、平成14年12月19日付け文部科学省告示第207号で、「史跡熊野参詣道」（平成12年11月2日付け文部省告示第165号で国史跡指定を受けている）から分離・追加指定され、このとき御船島も追加指定された。

熊野参詣道沿いに所在する熊野の鬼ヶ城附獅子巖（吉野熊野国立公園第1種特別地域）は、江戸時代（19世紀）の文献などにも景勝の地として登場する。天然の風蝕・波蝕洞穴・岩塊として学術的にも貴重であることから、昭和10年12月24日に「木本ノ鬼ヶ城」として国の天然記念物及び名勝に指定され、昭和33年6月24日に獅子巖が追加指定されるとともに、「熊野の鬼ヶ城附獅子巖」に名称変更された。

(2) 保存管理計画策定の沿革

A 史跡指定に伴う保存管理計画の策定の必要性

史跡熊野参詣道の指定に伴い、三重県内の熊野参詣道（伊勢路）・熊野三山（御船島）ほかの史跡等とその構成要素を適切に保存・管理するために、個別の史跡等について保存管理計画を策定することが必要となった。また、伊勢路は、熊野と伊勢を結び、文物や文化の伝播に重要な役割を果たしたその歴史と地域を越えて長く線状に延びる「道」の形態の両面において独特の性質を持つことから、奈良県、和歌山県とともに各県内の個別史跡等について保存管理計画を策定することが必要となった。

B 世界遺産一覧表への登録・推薦に先立って行われた保存管理計画の策定の経過

一方、平成13年度に、三重県内のみならず奈良県・和歌山県にも広く及ぶ社寺境内

と参詣道を含め、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産一覧表への登録を推薦することとなり、三重県は平成13年8月1日にその価値評価及び保存管理の在り方を検討するために「三重県世界遺産学術調査委員会」を設置した。

このような経過を踏まえ、三重県は「三重県世界遺産学術調査委員会」及び文化庁の指導・助言の下に、平成15年1月に三重県下に所在する世界遺産の構成資産となる一連の史跡等を対象として保存管理計画を策定した。この保存管理計画は、各史跡等の所有者又は管理団体である三重県・各市町が、個別の史跡等の保存管理計画を策定する上で、指針としての役割を持つものであった。

さらに、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産一覧表への登録を推薦するに当たっては、世界遺産推薦書の作成に関し3県に及ぶ構成資産の全体を対象として価値評価を行うのみならず、保存管理の包括的な指針を定めることが求められたため、専門的な見地から指導・助言を得るために『「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会』（略称は「三県学術委員会」）が設置され、平成15年1月10日に『「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』を策定した。

C 世界遺産一覧表への登録後に行われた保存管理計画の見直しと再整理の経過

平成16年7月7日に「紀伊山地の霊場と参詣道」は世界遺産一覧表に登録されたが、世界遺産委員会はその登録に際し、文化的景観の観点から保存管理の対象とすべき構成要素を再度特定し、その保存管理の方法と体制を明示するよう勧告を付した。この勧告に基づき、世界遺産の全体を対象とする包括的保存管理計画のみならず、各県ごとの世界遺産の構成資産を対象とする保存管理計画についても見直しを行い、さらには個別史跡等の保存管理計画について再整理の作業を行うこととなった。

このような経緯に基づき、平成17年5月19日に新たに設置された『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』の専門委員会として、学識経験者等による『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会』を設置し、そこでの審議を経て、世界遺産の全体を対象とする包括的保存管理計画及び各県の世界遺産の構成資産を対象とする保存管理計画が同年10月4日に承認され、効力を発することとなった。これに伴い、三重県が定めた本保存管理計画を指針として、各史跡等の管理団体が定めることとしていた個別史跡等の保存管理計画については、平成17年に開催された管理団体である三重県及び各市町の文化財保護審議会等に報告され、了承された。

D 世界遺産の軽微な変更提案に伴う保存管理計画の見直し

世界遺産の構成資産のうち、和歌山県内にある史跡熊野参詣道への史跡の追加指定、及び史跡高野山町石の史跡高野参詣道への史跡名称変更と参詣道の史跡の追加指定が実施され、これらの資産を、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の軽微な変更提案により追加登録することとなった。この際、軽微な変更提案書の添付資料として、包括的な保存管理計画を見直すこととなった。

軽微な変更対象の資産のすべてを有する和歌山県では、包括的な保存管理計画と和歌山県保存管理計画を見直すために、文化庁の指導・助言を受けるとともに、平成27年（2015）2月から有識者会議を開催して検討した。なお、包括的な保存管理計画見直しのための有識者会議は、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会学術調査委員会』が再編された『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会専門委

員会』の有識者を中心とした会議である。有識者会議の中で、三重県及び奈良県の保存管理計画についても時点修正が必要であるという判断がなされたため、それぞれについて見直しを行った。こうして検討された包括的な保存管理計画と3県の保存管理計画は、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会専門委員会』での審議を経て、平成27年12月1日に承認をされ、効力を発揮することとなった。

2 目的

(1) 保存管理計画策定の目的

本計画は、「史跡熊野参詣道」のうち伊勢路・熊野川（三重県部分）・七里御浜・花の窟、「史跡熊野三山」のうち熊野速玉大社境内地に含まれる御船島、「天然記念物及び名勝熊野の鬼ヶ城附獅子巖」のそれぞれの構成資産について、文化財保護法に基づき、将来にわたり適切に保存・管理するための基本方針を定めることを目的とし、併せて世界遺産としての保存管理体制の整備の在り方について定めるものである。

(2) 世界遺産の構成資産である史跡等の指定範囲

三重県内の「伊勢路」は、参詣道そのものの線形、幅員、沿道の景観が往時の状態で遺存する峠道等を中心として、総延長約 32.9km の区間が史跡に指定されている（個別の峠道の指定区間は表 1 参照）。「伊勢路」は道路面のほとんどが里道又は市町道であり、一部の区間に民有地を含む。茶屋跡や一里塚などの関連施設は、ほとんどが民有地である。史跡指定地の周辺は、スギ・ヒノキを中心とする民有の植林地が大部分で、一部が市町有地となっている。

三重県内の「熊野川」は、熊野市紀和町小船地内から南牟婁郡紀宝町鮎田地内までの総延長約 21km の区間で、川の中央部に当たる幅 10m の帯状の区域が史跡に指定されている。指定地のうち上流部は三重県、下流部は国土交通省近畿整備局の管理下にあり、いずれも国土交通省所管の国有地となっている。

「七里御浜」は、熊野市井戸町から南牟婁郡紀宝町鶴殿に至る総延長約 18km の区間が史跡に指定されている。史跡指定地は国土交通省所管の国有地で、その管理は三重県に委任されている。史跡指定地の周辺は、西側が国有保安林（一部三重県管理部分を含む）及び国道 42 号に隣接し、東側が熊野灘に面する。七里御浜の南端に位置する加持鼻王子跡は、史跡の区分としては「七里御浜」に含まれ、梶ヶ鼻大岩と背後の樹叢地から成る 1,764 m²の敷地である。史跡指定地は林野庁の所管する国有地が 70% を占め、その他の部分は「七里御浜」と同じく三重県が管理する国土交通省所管の国有地となっている。

「花の窟」は、宗教法人花窟神社が所有する境内地を中心として、19,707 m²の敷地が国の史跡に指定されている。

熊野速玉大社「御船島」は、南牟婁郡紀宝町鮎田字右市ヶ鼻 1521 番地に所在する。所有者は熊野速玉大社で、2,654 m²の史跡指定範囲は熊野川の河川区域に含まれる。

天然記念物及び名勝に指定されている「熊野の鬼ヶ城附獅子巖」の所在地は、鬼ヶ城が熊野市木本町字城山 1789 番地、獅子巖が熊野市井戸町字馬留 596 番地である。1/25,000 の地図を基に計測した面積は、45,752 m²である。鬼ヶ城は熊野市有地で、獅子巖は国有地である。鬼ヶ城は地方港湾区域、獅子巖は海岸保全区域に含まれる。

なお、世界遺産の構成要素である史跡等（表 1）の範囲は前掲図 1 に示している。

表1 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する史跡等の一覧表

名 称	区 間	総延長又は面積	
史跡 熊野 参詣 道・ 伊勢 路	ツヅラト峠道	度会郡大紀町大内山志子谷から北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原間	1.8 km
	荷坂峠道	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島地内	1.1 km
	三浦峠道 (熊ヶ谷道)	北牟婁郡紀北町紀伊長島区道瀬から同区三浦間	1.8 km
	始神峠道	北牟婁郡紀北町紀伊長島区三浦から同町海山区馬瀬間	1.6 km
	馬越峠道	北牟婁郡紀北町海山区相賀から尾鷲市北浦町間	2.5 km
	八鬼山道	尾鷲市矢浜大道から同市三木里町間	6.6 km
	三木峠道 羽後峠道	尾鷲市三木里町から同市賀田町間	1.8 km
	曾根次郎坂・太郎坂	尾鷲市曾根町から熊野市二木島町間	4.0 km
	二木島峠道 逢神坂峠道	熊野市二木島町から同市新鹿町間	3.1 km
	波田須の道	熊野市波田須町地内	0.3 km
	大吹峠道	熊野市西波田須町から同市大泊町間	1.4 km
	観音道	熊野市大泊町地内	0.9 km
	松本峠道	熊野市大泊町から同市木本町間	0.7 km
	横垣峠道	南牟婁郡御浜町神木から同町阪本間	2.0 km
	風伝峠道	南牟婁郡御浜町栗須から熊野市紀和町矢の川間	1.1 km
本宮道	熊野市紀和町矢の川地内	0.8 km	
	〃 〃 小川口から小栗須	0.6 km	
	〃 〃 小栗須から湯の口	0.2 km	
	〃 〃 湯の口から大河内	0.4 km	
	〃 〃 楊枝川地内	0.2 km	
史跡 熊野 参詣 道	熊野川	熊野市紀和町小船から南牟婁郡紀宝町鮎田	21.0 km
	七里御浜	熊野市井戸町から南牟婁郡紀宝町鷲殿	18.0 km
	花の窟	熊野市有馬町字上ノ地130-1, 130-2, 130-3	19,707 m ²
史跡熊野三山 熊野速玉大社(御船島)	南牟婁郡紀宝町鮎田字右市ヶ鼻1521	2,654 m ²	
天然記念物及び名勝 熊野の鬼ヶ城附獅子巖	熊野市木本町字城山1789、同市井戸町字馬留596	※45,752 m ²	

※ 総延長は、1/500の測量図により計測した平面距離、面積は1/25,000の地図を基に計測した面積

(3) 史跡等の指定説明

①史跡熊野参詣道（平成 14 年 11 月 15 日 文化審議会答申）

古代末期から近世・近代に至るまで、貴顕のみならず一般庶民までが熊野三山への信仰と憧憬によって歩んだ道であり、我が国の歴史・社会・文化を考える上で欠くことのできない交通遺跡である。

今回、「史跡熊野参詣道」のうち熊野本宮大社旧社地である大斎原、熊野那智大社境内、青岸渡寺境内、補陀洛山寺境内の4ヶ所が「史跡熊野三山」として一つにまとめられ、良好に保存されている参詣道の地域が「史跡熊野参詣道」に追加指定された。

②史跡熊野三山（平成 14 年 11 月 15 日 文化審議会答申）

熊野三山は熊野本宮大社・熊野速玉大社・熊野那智大社の3つの神社の総称である。それぞれが神道による固有の祭祀起源を持つが、10世紀後半には祭神を相互に合祀し、「熊野三山」の信仰体系が成立した。11世紀には日本第一の靈験所として多くの参詣者が訪れるようになり、我が国の信仰の歴史を考える上で貴重な史跡である。

先にも述べたように、「史跡熊野参詣道」のうち熊野本宮大社旧社地の大斎原と熊野那智大社境内、青岸渡寺境内、補陀洛山寺境内を一つにまとめて「史跡熊野三山」と名称変更され、新たに熊野本宮大社現社地と熊野速玉大社境内が「史跡熊野三山」に追加指定された。

③天然記念物及び名勝熊野の鬼ヶ城附獅子巖

熊野の鬼ヶ城附獅子巖（吉野熊野国立公園第1種特別地域）は江戸時代（19世紀）の文献などにも景勝の地として登場する。これらは、天然の風蝕・波蝕洞穴・岩塊として学術的にも貴重であることから、昭和10年12月24日に「木本ノ鬼ヶ城」として国の天然記念物及び名勝に指定された。さらに昭和33年6月24日には獅子巖が追加指定され、「熊野の鬼ヶ城附獅子巖」に名称変更された。

3 委員会の設置

(1) 平成 17 年の保存管理計画策定に関する委員会の構成

平成 17 年の当初の保存管理計画を策定するに当たっては、表 2 に示す歴史学・考古学・歴史地理学・地域社会学・環境社会学・文化財行政学・史跡修景整備学を専門とする学識経験者及び地元有識者などから成る「三重県世界遺産学術調査委員会」から指導及び助言を得た。

(2) 委員会開催の経過

平成 13 年 8 月 1 日 「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録に向けて学術面で指導及び助言を得るため、「三重県世界遺産学術調査委員会要綱」の下に「三重県世界遺産学術調査委員会」を設置し、8 名の委員を委嘱した。

表 2 三重県世界遺産学術調査委員会の構成

	所 属 ・ 職 名	氏 名	専門分野
委員長	三重大学人文学部名誉教授	酒井 一	歴史学
委 員	三重大学人文学部名誉教授	八賀 晋	考古学
委 員	滋賀県立大学人間文化学部教授	高橋美久二	歴史地理学
委 員	千里金蘭大学人間文化学部教授	寺口 瑞生	地域社会学
委 員	武蔵工業大学環境情報学部助教授	萩原なつ子	環境社会学
委 員	四日市市立博物館長	和田 勝彦	文化財行政学
委 員	独立行政法人奈良文化財研究所 文化遺産研究部遺跡研究室長	高瀬 要一	史跡修景整備学
委 員	世界遺産登録推進紀北地域協議会会長	吉田 金好	(地元有識者)
委 員	熊野古道語り部友の会会長	花尻 薫	(地元有識者)

平成 13 年 8 月 27 日 第 1 回三重県世界遺産学術調査委員会。世界遺産登録対象地の範囲について審議が行われた。

平成 14 年 1 月 27 日 第 2 回三重県世界遺産学術調査委員会。世界遺産登録推薦書作成や市町村の景観保護条例制定について審議が行われた。

平成 14 年 4 月 26 日 第 3 回三重県世界遺産学術調査委員会。「三重県世界遺産学術調査委員会要綱」を改正して新たに 3 名の委員を加え、保存管理計画の策定に関する指導・助言体制を確立した。

平成 14 年 6 月 14 日 第 4 回三重県世界遺産学術調査委員会。保存管理計画（案）について指導・助言を受けた。

平成 14 年 10 月 14 日 第 5 回三重県世界遺産学術調査委員会。保存管理計画（修正案）について指導・助言を受けた。

平成 16 年 3 月 25 日 第 6 回三重県世界遺産学術調査委員会。国際記念物遺跡会議（イコモス）による現地調査の結果を踏まえ、保存管理計画の見直しについて指導・助言を受けた。

平成 16 年 7 月 23 日 第 7 回三重県世界遺産学術調査委員会。第 28 回世界遺産委員会の結果を踏まえ、保存管理計画の修正について指導・助言を受けた。

上記の事柄に加え、世界遺産一覧表への登録・推薦を進める過程及び登録された後の過程で、3県全体又は三重県において行われた委員会開催等の経過については、以下に示すとおりである。

平成15年1月10日 3県全体を対象とする『「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会』の下に、『「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』が策定された。

表3 「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会の構成

	所属・職名	氏名	専門分野
委員長	ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所長	金関 恕	考古学
副委員長	奈良県文化財保護審議会会長	鈴木 嘉吉	日本建築史
委員	帝塚山大学名誉教授	岩井 宏實	民俗学
委員	和歌山大学システム工学部助教授	神吉紀世子	都市計画学
委員	帝塚山大学人文科学部教授	小山 靖憲	中世史
委員	岐阜聖徳学園大学教育学部教授	田中 智彦	歴史地理学
委員	三重大学人文学部名誉教授	酒井 一	歴史学

平成16年7月7日 「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録。

平成17年10月4日 『「世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』の下に設置した『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会』において、新たに見直し作業が完了した『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』及び三重県が作成した本保存管理計画が報告され、了承された。

表4 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会の構成

	所属・職名	氏名	専門分野
委員長	大阪府立弥生文化博物館長	金関 恕	考古学
副委員長	奈良県文化財保護審議会会長	鈴木 嘉吉	日本建築史
委員	帝塚山大学名誉教授	岩井 宏實	民俗学
委員	三重大学人文学部名誉教授	酒井 一	歴史学
委員	三重県文化財保護審議会会長	八賀 晋	考古学
委員	京都橘大学文学部教授	増渕 徹	古代史
委員	高野山大学文学部教授	山陰加春夫	中世史

(3) 平成27年の保存管理計画見直しに関する委員会の構成

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の軽微な変更提案により追加登録されるにあたっての、包括的な保存管理計画の見直しについては、和歌山県が平成27年2月から開催した有識者会議で検討が行われてきた。なお、この有識者会議は、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会』が再編された『世界遺産「紀伊山地の霊場

と参詣道」専門委員会』の有識者を中心として構成されている。

表5 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」専門委員会の構成

役職名	氏名	所属・職名	専門分野
委員長	西村 幸夫	東京大学教授	都市計画学
副委員長	速水 亨	日本森林管理協議会副議長	林業
委員	小野 健吉	(独法)奈良文化財研究所副所長	造園学
委員	櫻井 敏雄	(公財)和歌山県文化財センター理事長	日本建築史
委員	菅谷 文則	奈良県立橿原考古学研究所所長	考古学
委員	高須 英樹	和歌山県立自然博物館館長	植物学
委員	増井 正哉	京都大学教授	古代史
委員	山陰加春夫	高野山大学文学部名誉教授	中世史

表6 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」軽微な変更申請書作成及び同保存管理計画改訂にかかる合同有識者会議

氏名	所属・職名	専門分野
小野 健吉	(独法)奈良文化財研究所副所長	造園学
櫻井 敏雄	(公財)和歌山県文化財センター理事長	日本建築史
菅谷 文則	奈良県立橿原考古学研究所所長	考古学
高須 英樹	和歌山県立自然博物館館長	植物学
西村 幸夫	東京大学教授	都市計画学
速水 亨	日本森林管理協議会副議長	林業
増井 正哉	京都大学教授	古代史
水田 義一	和歌山県立紀伊風土記の丘館長	歴史地理学
山陰加春夫	高野山大学文学部名誉教授	中世史

第Ⅱ章 構成資産の概要

1 歴史的環境

熊野参詣道は、古代より熊野三山への参詣経路の一つとして発達してきた道である。この経路の一つである伊勢路は、平安時代末期（12世紀）の後白河法皇の選とされる今様集の『梁塵秘抄』に初めて登場する。これより遡ること10世紀中～後半頃には、紫式部や清少納言らと並んで中古三十六歌仙の一人に数えられた増基法師が、京から中辺路を経て熊野へ詣でた後に花の窟や盾ヶ崎などに立ち寄り、伊勢廻りで帰京した旅の様子を紀行文『いほぬし』に記している。同じく、平安時代後期（10世紀）に花山法皇が熊野参詣に際して船を利用するため、伊勢路を通る計画を立てたが（『権記』）、藤原道長の反対により参詣が取り止めとなった。このことから、当時熊野に参詣するに当たり、途中で船を利用することのできる伊勢からの参詣道が存在したことをうかがい知る。

北伊勢に本拠を持つ鎌倉時代中期（13世紀）の土豪、藤原実重は神仏への信心が深く、12度にわたり熊野へ参詣したほか、伊勢路を経由したと思われる熊野の月参りの聖又は先達と呼ばれた人々に託して熊野三山への米や御幣料を献上し、彼らに湯施行を施すなどの作善を行ったことが四日市市南富田町の善教寺木造阿弥陀如来立像の胎内文書である『作善日記』に記されている。

また、鎌倉時代から室町時代（13世紀～16世紀）にかけて、信者である檀那に代わって神仏に奉仕勤行したり参詣者の宿泊所を提供したりする御師が、熊野三山に経済的な繁栄をもたらした。那智大社に伝わる檀那書立帳には多くの御師文書が遺されており、その中に伊勢国内の檀那に関する資料も多く見られる。このような熊野御師の活躍により、御師と檀那との間に師壇関係が盛んに結ばれ、熊野詣を勧奨した結果、「蟻の熊野詣」と呼ぶような盛況をもたらすこととなった。伊勢国内において檀那が存在したことは、参詣道としての伊勢路の整備が進められる契機となったものと推察される。

伊勢路では、室町時代末期の天正年間（1573～1591）に、伊勢路随一の難所といわれた八鬼山の街道沿いに伊勢の豪商らが石仏の形をした町石を設置し、熊野へ向かう旅人に便宜を図った。

江戸時代（1603年）に徳川幕府が成立し、家康の十男、徳川頼宣が紀州藩主として入府すると、熊野街道の整備に着手し、荷坂峠道など新たな峠道が開かれた。5代紀州藩主徳川吉宗の時には、東海道などの五街道以外では異例の宿駅や一里塚が設けられた。

また、江戸時代（18世紀）には庶民による伊勢や熊野への参詣が盛んとなり、特に江戸時代後半の19世紀に入ると熊野詣も最高潮を迎えた。古代より観音菩薩の浄土である補陀落浄土が南海の彼方にあると考えられ、那智山をはじめとする観音菩薩の霊場を巡礼する風習とも結びつき、熊野那智の青岸渡寺を一番の札所として、近畿一円に点在する三十三所の観音霊場を巡る西国三十三所巡礼も流行した。伊勢参りの後、田丸城下（度会郡玉城町）において巡礼姿に身を整え、熊野のみならず西国三十三所の観音霊場巡りを目指す人々も多かった。このような巡礼者への道中案内書として、享保年間（1716～1735）には『巡礼案内記』、嘉永年間（1848～1853）には『西国三十三所名所図会』なども出版された。この頃のものと考えられる多くの道中日記などが遺されており、特に関東方面からの参詣者

が伊勢路を使うことが多かったようである。道中日記の一つである神戸由左衛門の『道中日記帳』によれば、弘化2（1845）年正月から4月にかけて現在の千葉県に当たる下総国根戸村から伊勢参りに出かけ、伊勢神宮外宮の所在する伊勢山田より原（度会郡玉城町）－駒村（度会郡大紀町）－尾鷲浦（尾鷲市）－木元浦（熊野市）においてそれぞれ宿泊し、伊勢山田から4泊で新宮に至った道中の行程がわかる。

明治時代（19世紀後半）に入っても、伊勢路は「カントベ」と呼ばれた主に関東方面の人々によって、熊野への参詣道として利用され続けた。しかし、峠道などでは、地域住民の生活道路として荷車が安全に通過できるように、拡幅又は経路の変更が行われた箇所があり、従来の参詣道は次第に利用されなくなっていった。さらに明治20年代以降、自動車の普及に対応し、峻険な峠道を通じたこれまでの参詣道とは別にトンネル工法による国道が新設されるようになった。これによって峠道の利用はさらに減り、往時の街道景観も急速に失われることとなった。そして、昭和34年には日本国有鉄道（紀勢本線）が全線開通し、熊野三山への参詣手段及び経路に決定的な変化をもたらすこととなった。

熊野川は、熊野本宮大社から熊野速玉大社に至る川の参詣道として位置づけられ、両宮を結ぶ舟が往来していた。京からの参詣者の大半は、中辺路経由で本宮大社に参詣した後、舟で熊野川を下ったとされている。『一遍上人絵伝』には、小舟に船指2人と熊野参詣者6人を乗せ、川を下る様子が描かれており、舟行きの様子をうかがい知ることができる。『中右記』によれば、天仁2（1109）年、藤原宗忠が熊野参詣を行った折り、本宮から新宮まで4・5人乗りの借舟7隻で4時間にわたり競漕したとされており、宗忠一行は帰路も熊野川を遡上している。昭和45年の一級河川指定当時は「新宮川」とされていたが、「熊野川」の方が呼称として定着していたことや名称変更の要望が多かったことから、平成10年4月9日に名称が変更された。

また、『西国三十三所名所図会』によれば、七里御浜は旅中第一の景勝地とされ、国の天然記念物及び名勝に指定された「熊野の鬼ヶ城附獅子巖」などの奇岩をはじめ、那智黒或いは那智石と呼ばれる頁岩の小石から成る浜辺の名所が参詣者にもてはやされた。七里御浜を経て熊野速玉大社へと向かう「七里御浜道」は、元和5（1619）年に新宮水野家初代城主重仲が遠州浜松から黒松の苗木を取り寄せて植林したとされ、防風林沿いの街道として整備された。『西国三十三所名所図会』の挿絵等からは、防風林が整備される以前のように浜を歩いて新宮へ向かう旅人も少なくなかったと考えられ、海浜の道としての性質を持っていた。

七里御浜南端の梶ヶ鼻大岩と呼ばれる巨岩は加持鼻王子跡に当たり、『九十九王子記』に見える「加持鼻王子」に比定されている。宝永年間（1704～1711）の台風で流されて位置を変えるまでは、梶ヶ鼻大岩の海側に王子社としての祠が祀られていた。

熊野三山は紀伊半島南端部の豊かな自然に包まれた地域で、日本固有の自然神崇拜を起源とし、それぞれ別個の起源を持って成立した「熊野本宮大社」・「熊野速玉大社」・「熊野那智大社」の総称である「熊野三山」には、明治元（1868）年の神仏分離令によって分けられた「青岸渡寺」・「補陀洛山寺」等も含まれる。このうち熊野速玉大社は、和歌山県新宮市に境内地がある。熊野川を河口から約4km遡った場所にある御船島・御旅所は、飛び地の境内地となっている。

熊野市に所在する花の窟は、熊野速玉大社へ向かう七里御浜道と本宮大社へ向かう本宮

道の分岐点に位置し、熊野三山への参詣者にとっても重要な信仰の対象であった。花の窟は『日本書紀』一書によると伊弉冉尊（イザナミノミコト）の葬地とされ、信仰を集めた。熊野本宮は花の窟が所在する熊野有馬村より遷座したとの伝承を持つことから、花の窟と熊野本宮大社との関わりをうかがわせる。

現在、花の窟は花窟神社の境内にあり、高さ約 45mの凝灰岩の巨岩は御神体と見なされ、南面して玉垣を巡らした拝所が設けられている。花の窟の後背丘陵はウバメガシ・ヤブツバキ・スダジイ・フウランなどの暖地性植物群落に覆われ、良好な社叢が保たれている。また、花の窟に対面する位置には、出産時に伊弉冉尊を死に至らしめたとされる軻愚突智神（カグツチノカミ）の葬地に充てられ、「王子の岩屋」と呼ばれる岩塊がある。王子の岩屋は、熊野参詣道伊勢路における王子社の一つに数えられる。花の窟の重要な祭礼である「お綱かけ神事」は、例年 2 月と 10 月の 2 日に花の窟の頂上に繋がる縄に扇、梅・椿・菊等の季節の花やナツミカン等を吊るして張り替えるもので、三重県の無形民俗文化財に指定されている。

御船島は熊野速玉大社の所有地で、速玉大社例大祭のうち毎年 10 月 16 日に行われる御船祭の舞台となっている。御輿を乗せた神幸船が船渡御するとともに、9 隻の早船による競漕が行われ、諸手舟の上ではハリハリ踊りが行われるなど、速玉大社の神事とも深く関わる重要な歴史的価値を持つ。

鬼ヶ城は凝灰岩から成り、過去の隆起や海水面の上昇や下降に伴う海食・風食により形成された大岩壁であり、大小無数の洞窟が階段状に並んだ奇岩奇勝である。

また、獅子巖は凝灰岩から成る風蝕洞で、南側から見ると獅子の頭部に似た景観を呈している。『紀伊風土記』によれば、桓武天皇（737～806）の頃、この地に住んで熊野の海を荒らし廻った海賊（鬼の首領・多峨丸）を坂上田村麻呂が天皇の命を受けて退治したという伝説にちなんで鬼の岩屋と名付けられ、いつの頃からか鬼ヶ城と呼ばれるようになった。また、獅子巖は、退治された鬼の祟りを恐れて祀ったとされる大馬神社の狛犬だとする伝承もある。

- ※ 鬼ヶ城・獅子巖などの岩石は、熊野酸性岩の一つである凝灰岩とされている。熊野酸性岩は、三重県尾鷲市から和歌山県那智勝浦町に至る延長約 60 kmに渡って分布する酸性火成岩で、古いものから神ノ木流紋岩・凝灰岩・花崗岩に分けられる。以前は産状により「石英粗面岩」と呼ばれていたが、現在はほとんどこの名は用いられていない。

【参考】三重県立博物館「三重の地質鉱物」三重県地質鉱物緊急調査報告 2001

2 自然的環境

熊野三山及び参詣道等の史跡等が立地する紀伊半島は本州最南端に位置するわが国最大の半島で、中央に 2,000m級の山地を擁し、変化に富んだ気候の下に独自の地形や植生を生み出している。

熊野参詣道伊勢路の所在する地域の北部では、史跡等の指定地の周辺にリアス式海岸が発達し、天然の良港として漁業が発達しているほか、真珠貝をはじめ稚魚や牡蠣などの養殖も行われている。これに対し、東紀州地域の南部に当たる熊野市の木本町以南の地域では、主に御浜小石と呼ばれる円礫から成る礫浜の七里御浜が、三重県と和歌山県の県境である熊野川の河口に至るまで、延長約 22km にわたり弓なりに延びている。

熊野川は、清澄な流水とともに、両岸が奇岩や樹木に彩られた景勝の地である。熊野市紀和町小船付近で熊野川に合流する北山川の上流の区域は、国の特別名勝及び天然記念物瀨八丁に指定されている。七里御浜及び熊野川は吉野熊野国立公園の区域内にも含まれ、特に七里御浜は自然の景勝地として日本の渚百選中央委員会により「日本の渚 100 選」にも選定されているほか、アカウミガメの産卵地としても知られている。

また、熊野灘に面する太平洋上には黒潮が流れており、このことが当該地域における冬季の気候を温暖にしている。尾鷲市では年間の平均気温が 15.6℃と四季を通じて温暖であるが、年間降水量は約 4,000 mm と著しく多い。気候区分は南海型に属し、9月の降雨量が最も多い。このような温暖な気候のために、丘陵斜面などを利用してウメのほか多種多様の柑橘類の栽培が年間を通じて行われている。

3 人文的環境

熊野参詣道は、江戸時代（17世紀～19世紀前半）とそれ以前の熊野参詣に利用されていた当時と比較すると、明治時代（19世紀後半）以降には道路の構造や交通手段の変化等により往時を偲ぶことができる箇所も少なくなってきた。

史跡指定地に含まれる熊野参詣道の区間には、八鬼山道等の難所も一部存在するが、比較的安全に通行することが可能であることから、近年は熊野参詣のみならず参詣道沿いの文化財の見学、動植物などの自然観察、健康づくりなどを目的として、散策に訪れる人々が多くなっている。

史跡指定地とその周辺の山間部では、ヒノキの生産を中心とする林業が広く営まれている。林業は水産業とともにかつては地元産業の根幹を成し、植林された区域が参詣道の沿道景観として育まれてきた。林業に伴って行われてきた間伐等により山の荒廃が防止され、沿道の景観が保護されてきた点に注目するならば、現在の参詣道の景観は営林活動と一体として培われてきたと捉える視点が必要である。

天然記念物及び名勝に指定された「熊野の鬼ヶ城附獅子巖」には、来訪者が黒潮踊る太平洋を眼下に眺められる周遊歩道をはじめ、売店・説明板・安全柵等が設置されている。

現地までの交通機関としては、JR東海株式会社（昭和 62 年以前は日本国有鉄道）の鉄道があるほか、民間バス路線も国道沿いに通じている。また、民間バス会社等による観光企画も随時実施されている。

当該市町の観光部局、文化事業部局、市民団体等の支援グループ等の連携による参詣を迫体験する催物等を含めたソフト事業も盛んに行われており、学校教育における総合学習や生涯学習活動など地域をあげて熊野参詣道の顕彰・活用が行われている。

4 世界遺産条約上の資産種別と国内法上の指定状況

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産について、条約上の資産種別と国内法上の指定状況をまとめたものが表7である。

次章以下においては、基本的に国内法上の指定に基づく各史跡等について記述を進めることとするが、本保存管理計画が対象とするのは、各史跡等を構成資産とする三重県内の世界遺産の全体であることを断っておく。

表7 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の条約上の資産種別と

構成資産の国内法上の指定状況

構成資産		条約上の資産種別			
		遺跡（文化的景観を含む）			
		国内法上の指定状況			
資産エリア	名称		史跡	名勝	天然記念物
1.参詣道	熊野参詣道	伊勢路	熊野参詣道	—	—
		熊野の鬼ヶ城附獅子巖	—	熊野の鬼ヶ城附獅子巖	
2.熊野三山	熊野速玉大社	御船島	熊野速玉大社	—	—
■国内法上の指定文化財数			史跡2件、天然記念物及び名勝1件		
■登録資産数			3件		

※ 登録資産エリアのうち、1、2の一部は吉野熊野国立公園に含まれる。

第三章 保存・管理

1 基本方針

世界遺産「紀伊半島の霊場と参詣道」の構成資産である史跡等の本質的価値を将来へ確実に継承するために、以下の6点を保存・管理の基本方針とする。

- ① 構成資産の諸要素の特定
- ② 構成資産の諸要素ごとの性質に応じた保存・管理方法の明示
- ③ 史跡等の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）の取扱い方針及び基準の明示
- ④ 構成資産の土地である史跡等の周辺環境における構成要素の特定とそれらの保存・管理方法の明示
- ⑤ 整備活用の基本方針の明示
- ⑥ 保存管理・整備活用を適切に実施するための運営体制の整備に関する方針の明示

本保存管理計画は、文化財保護法及び同法施行令に基づいて策定する。構成資産の土地である史跡等の周辺環境を構成する諸要素に対しては、各市町が定める景観条例をはじめ、森林法や自然公園法など、各種環境保全のための法令に基づき保存管理の状態を高めるものとする。また、これらの構成資産（史跡等）の保存に当たっては、地元住民、民間団体及び関係機関の合意が前提となることから、地元住民、団体及び関係機関の理解と協力を深める手だてを講じるとともに、当計画の見直しを行う必要が生じた場合には、事前に地元住民、団体及び関係機関との十分な調整を行うこととする。

2 構成資産及びその周辺環境の諸要素

世界遺産の構成資産である史跡等は、図2の樹形図に示すとおり、「構成資産の諸要素」と「構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素」に大別できる。さらに、「構成資産の諸要素」には、当該「本質的価値を構成する諸要素」と「構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」の2種類がある。この樹形図については、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』において示したものである。

以下の節においては、この樹形図に基づき、世界遺産の構成資産である各史跡等の構成要素を系統的に特定することとする。

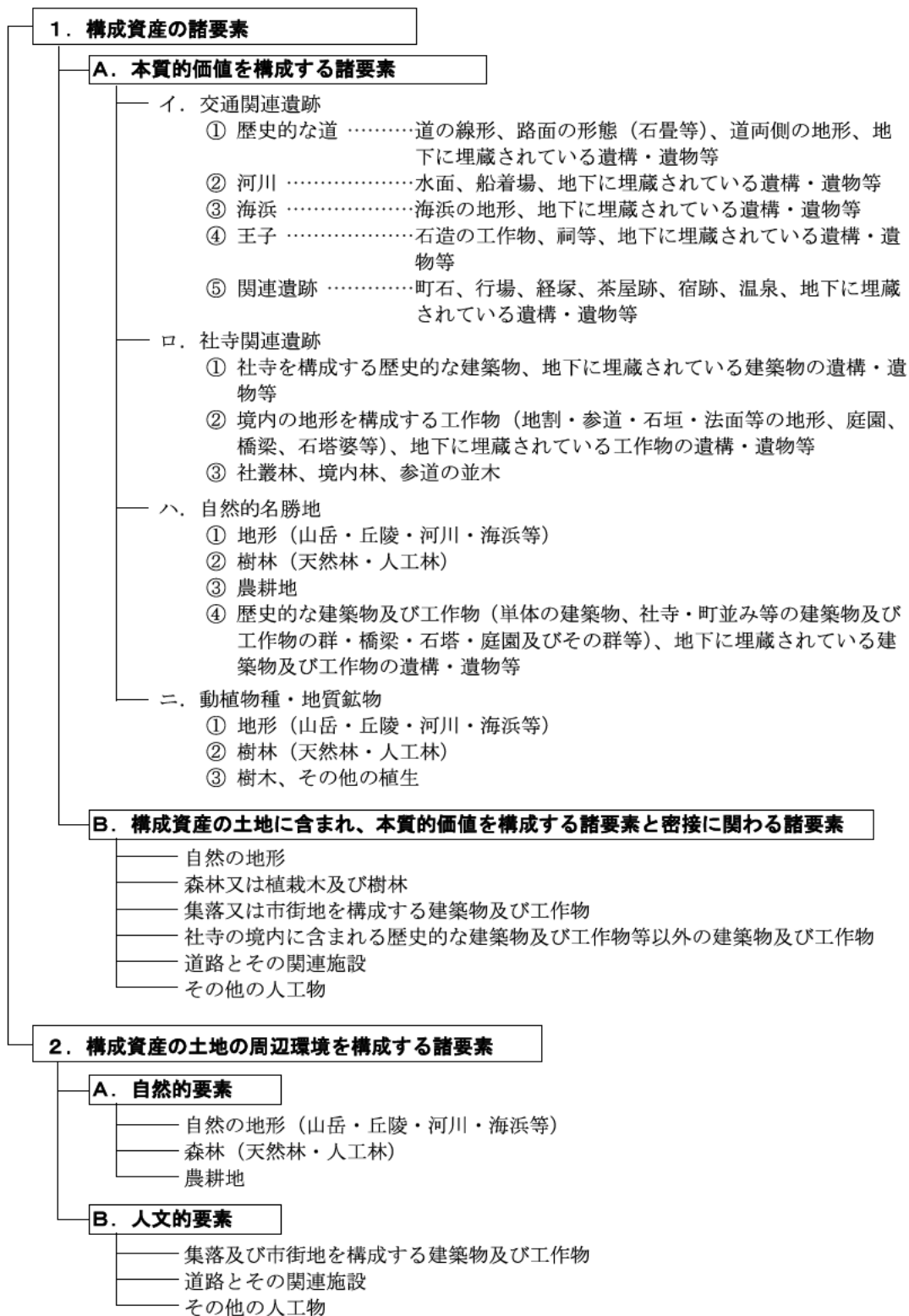


図2 世界遺産の構成資産である史跡等とその周辺環境の構成要素

(1) 構成資産の諸要素

A 本質的価値を構成する諸要素

イ 交通関連遺跡

① 伊勢路

伊勢路は伊勢から紀伊半島の東岸を経て熊野三山へと通じる参詣道であり、道の線形、土道・石畳道・縁石で固めた階段等に分類される路面の形態、路面を斜めに横断する「洗い越し」と呼ぶ排水路等で構成されている。史跡指定地となっている峠道は、概ね丘陵や山地の谷部や沢沿いから入り、山腹の等高線に沿って峠に達している。伊勢国と紀伊国の境とされたツヅラト峠道・荷坂峠道から16の峠道を越え、花の窟で浜街道（七里御浜）と本宮道に分かれている。峠道は、三木峠の標高120mを最も低い峠道として、最高所は標高647mの八鬼山道に至るまで、大小の峠を越えて幅約1～1.8mの道が連続する。

また、史跡指定地内には、それぞれ一里塚、茶屋跡、水飲み場、巡礼供養碑・町石・道標・石仏などの石造物がある。

② 熊野川

熊野川は紀伊山地の北部、山上ヶ岳と大普賢岳の間に水源を發し、大小の支流を集めて十津川溪谷を南流し、大台ヶ原を水源とする左支川、北山川と合流した後に熊野灘へと注ぐ。流域面積は約2,360 km²、幹川流路の延長は約183km、川幅は120～150mにも及び、三重県、奈良県及び和歌山県の3県にまたがる大河川である。流域内の年間平均降水量が2,800 mmという多雨地帯にあり、降水時の水量と激しい流れの故に「暴れ川」と呼ばれている。

熊野川の構成要素には流水部の水面及び流路、川底、砂州、自然の岩があり、そのうち流水部及び砂州は流水等により形状が変化する場合がある。なお、熊野川の流量観測所は下流の相賀地点にあり、既往最大流量は平成9年における19,000 m³/sとなっている。

③ 七里御浜

熊野市木本町から熊野川河口の南牟婁郡紀宝町鶴殿まで、緩やかに連続する約22 kmの海岸線である。七里御浜は、熊野川上流の火成岩や堆積岩が下流に運ばれて円礫となり、海流により打ち上げられて形成された砂礫海岸で、熊野川河口から遠く離れるほど粒度が細くなっている。砂礫浜の起伏は、海面からの比高が10～15mに及ぶ場所もある。海岸線に沿って松林と暖帯性照葉樹林の防風林が続き、国有林で鳥獣保護区となっている。この防風林を含み、ほぼ東西約1 kmの幅でなだらかな隆起砂州が続き、その背後には湿地が形成され、山崎沼・大前池など淡水の池沼も見られる。

七里御浜の構成要素には、熊野灘の海面、汀線、砂礫浜の地形、岩礁などがある。砂礫から成る汀線及び砂丘等の地形は、海流や台風により変化する場合がある。

また、七里御浜南端には、梶ヶ鼻大岩で構成される加持鼻王子跡がある。

④ 花の窟

花の窟の構成要素には、御神体である花の窟の巨岩、王子の岩屋の岩塊、白石を敷き詰めた拝所、神社敷地、鳥居、灯籠がある。また、「お綱かけ神事」（三重県指定の無形民俗文化財）は史跡を舞台として行われる祭礼であり、史跡の有形的要素と一体の価値を構成する無形の要素として位置付けることが可能である。

ロ 社寺関連遺跡（御船島）

御船島は熊野速玉大社から熊野川沿いに約1 km 遡った面積2,654 m²の無人島で、島本体の岩礁及び樹叢により構成される。毎年10月16日は主祭神を乗せた神幸船が島に渡る御船祭の舞台となっており、熊野速玉大社の神事と深く関わる。

ハ 自然的名勝地及び動植物種・地質鉱物（熊野の鬼ヶ城附獅子巖）

鬼ヶ城は古くから奇景として名高く、凝灰岩の大岩壁が東西1.2kmにわたって連なり、風食・海食作用により形成されたものである。岬の崖は6段の階段状を成し、各段の比高は2～4 mで、隆起又は海水面の下降に伴う痕跡を遺している。段ごとに波蝕洞窟があり、天井部には蜂の巣状の風化痕が見られるのに対し、床面は板のように平らな棚となっている。

獅子巖は、鬼ヶ城南方に当たる井戸川の河口に近い七里御浜の区域内に所在する。高さ25mの凝灰岩の岩塊で、南側から見るとあたかも獅子が太平洋に向かって吼えているかのように見える。獅子巖の高い位置にまで浸食の跡が見られ、隆起又は海水面の下降に伴う海食・風食により形成されたことを示している。

B 構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

イ 交通関連遺跡

① 伊勢路

主に標高100～600mの丘陵地形及び山地の地域に展開する。伊勢路が設けられた北部に比べて南部の山域は岩山が多く、特に馬越峠道では2 kmにわたり石畳が間断なく続いている。

史跡指定地内にはほとんど存在しないが、周辺にはスギ・ヒノキの植林又は広葉樹林等が展開する。参詣道には、木材や擬木材を使用した階段、沢を渡るための橋や安全対策のための柵、来訪者の学習に資する解説板や名称板、送電のための電柱及び電線、上空を通過する高圧線などがある。

② 熊野川

右岸の和歌山県側を通る国道168号と左岸の三重県側を通る県道小船紀宝線（740号）を結んで、橋梁（三和大橋）が1ヶ所設けられている。

③ 七里御浜

漁業活動に関する諸施設として、船着場や地引網を設置するための杭が海岸に設置されている。毎年5～9月頃はアカウミガメの産卵・孵化の季節に当たり、海岸への車両の乗り入れが規制される。しかし、近年は投げ釣り客が増え、海岸に乗り入れる車両の轍跡や海岸に漂着する流木等も景観上の観点から課題となっている。

七里御浜の南端に当たる加持鼻王子跡には、梶ヶ鼻大岩とその上部及び周辺には広葉樹林がある。

④ 花の窟

熊野市の天然記念物として指定されている花窟神社の社叢としての広葉樹林、暖地性植物群落がある。また、花窟神社の社務所、手洗い場、稲荷社、境内に至る参道、社標、解説板・名称板がある。

ロ 社寺関連遺跡（御船島）

御船島は島自体が史跡の本質的価値を構成しており、島内には本質的価値と密接に関わる諸要素は存在しない。

ハ 自然的名勝地及び動植物種・地質鉱物（熊野の鬼ヶ城附獅子巖）

鬼ヶ城は丘陵の端部に位置し、獅子巖は七里御浜に位置している。いずれも岩塊の上には、広葉樹を中心とする植生が見られる。鬼ヶ城には一般公開のための遊歩道が設けられ、岩を彫り込んだ階段、危険防止の手すり、解説のための解説板・案内板などが設置されている。

(2) 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素

A 自然的要素

イ 交通関連遺跡

① 伊勢路

伊勢路は標高 100～600mの丘陵及び山地に立地しており、道の周辺にはヒノキ・スギなどの針葉樹の人工林を中心として、場所により広葉樹林・竹林が展開している。これらの樹林は年間降水量の多い地域にあって、山肌を流れる沢や滝などの水量を変化させる役割を持っている。

② 熊野川

熊野川には、流水部の水面及び流路、川底、砂州、名勝や奇岩とされる自然の岩塊があり、流水部及び砂州は流水等により形状が変化する場合がある。

両岸に迫る急傾斜面には、随所に「熊野権現の持ち物」とされる多くの奇岩が見られる。また、浅里集落のはずれには「飛雪の滝」と呼ばれる高さ約 30mの大滝があり、熊野本宮大社と熊野速玉大社とを舟便で結ぶ川の参詣道として良好な景観が残されている。

③ 七里御浜

海岸には汀線及び砂礫浜の形状や岩礁があり、海流や台風により変化する場合がある。後背地には防風林のマツ（クロマツ）や広葉樹（カシ、クス等）で構成される保安林が展開する。七里御浜の南端、加持鼻王子跡が立地する梶ヶ鼻大岩の北側の地域は砂礫浜となっているが、その他の史跡指定地の周辺地域には広葉樹を中心とする樹叢地となっている。

ロ 社寺関連遺跡（御船島）

熊野川の下流域に当たり、河川の淵に位置する。周辺地域には流水部の水面及び流路、川底、砂州、自然の岩塊などがある。流水部及び砂州は、水量等により位置が変化する場合がある。

ハ 自然的名勝地及び動植物種・地質鉱物（熊野の鬼ヶ城附獅子巖）

鬼ヶ城は海に面し、背後が丘陵となっている。獅子巖の周辺には七里御浜の砂礫浜が広がっている。

B 人文的要素

イ 交通関連遺跡

① 伊勢路

史跡指定地外ではあるが、本質的な価値を構成するものとして、それぞれ一里塚、

茶屋跡、水飲み場、巡礼供養碑・町石・道標・石仏などの石造物がある。

また、沿道には、来訪者の休憩施設としての東屋・ベンチ・公園広場、学習施設等としての解説板や名称板、スタンプ台等の便益施設がある。峠道の入り口付近には便所・駐車場が設置されているところもある。また、送電のための電柱・電線・上空を通過する高圧線及び通信用のケーブル等がある。

② 熊野川

現在設置されている橋梁は、上流部の三和大橋 1ヶ所のみである。川の両岸に沿って、和歌山県側には国道 168 号、三重県側には旧川端街道と重複しながら県道小船紀宝線が、それぞれ設置されている。

また、上流部に建設されたダムにより水量調整が可能となったが、結果的に流水や砂州などの形状を変化させ、河口から七里御浜へと流出する砂礫の量が減少している。台風・大雨の増水時には、流木等が多量に川岸や砂州などへ運ばれる。

③ 七里御浜

多くの箇所において、砂礫浜と防風林との間に防潮堤が築かれている。熊野市有馬など防風林のない区間では、海浜と国道 42 号との間にも防潮堤が築かれている。有馬付近の防潮堤は人々が七里御浜に親しむことができるよう緩傾斜護岸となっている。

七里御浜南端の加持鼻王子跡に所在する梶ヶ鼻大岩には、南北両側から防潮堤が取り付けられている。また、紀宝町井田から鶴殿にかけての区域には海中にテトラポットや離岸堤が設置され、砂の流出を防いでいる。

熊野市の海岸域では、毎年 8 月に盆供養も兼ねた花火大会が行われていたが、平成 6 年からは沖合に停泊させた台船上から花火が打ち上げられるようになり、例年 10 数万人の観光客でにぎわう夏の催物となっている。

波に洗われた色とりどりの小石は「御浜小石」と呼ばれ、表面がつるつるに磨かれて美しいことから庭園などの敷石に使われており、海岸には小石を拾う“お拾いさん”と呼ばれる女性たちの姿が見られる。

□ 社寺関連遺跡（御船島）

川の両岸に沿って走る和歌山県側の国道 168 号、三重県側の県道小船紀宝線の道路改良が進みつつある。また、御船島北側の川岸には、民間企業の利水のためのコンクリート製の取水施設跡地を利用した「みふね公園」が設置されている。

ハ 自然的名勝地及び動植物種・地質鉱物（熊野の鬼ヶ城附獅子巖）

鬼ヶ城の指定地外に当たる西北側には、売店・駐車場等がある。また、駐車場から中世の城跡である「鬼ヶ城跡」を經由して松本峠を結ぶ遊歩道や海を望む展望台が設置されている。城跡の立地する丘陵上には郭・堀切跡が良好に遺っており、解説板が建てられている。

獅子巖付近の海岸では、毎年 4 月 25 日～5 月 5 日にかけて 200 尾から成る「鯉のぼり」の行事が行われる。また、鬼ヶ城では 8 月に花火大会が行われ、大仕掛け花火が打ち上げられるなど季節の風物詩となっている。

3 保存・管理の方法

(1) 構成資産の諸要素の保存・管理の方法

A 本質的価値を構成する諸要素

それぞれの史跡等の指定地内においては、地上に表出している遺跡のみならず地下に埋蔵されている遺跡についても考慮し、本質的価値を構成する諸要素の厳密な保存を図る必要がある。それらがき損し又は衰亡している場合には適切な復旧を行うこととし、その前提として、必要な範囲において発掘調査などの学術調査を実施し、その成果を十分踏まえることとする。

イ 交通関連遺跡

① 伊勢路

道の線形、路面の形態等の現状を保存するとともに、き損した場合には速やかな復旧を行う。また、石畳の埋没や「洗い越し」など本来の状態・機能が衰亡している場合には、当該地の状況に応じ、発掘調査などの学術調査の成果を踏まえた上で修理を行う。発掘調査などの学術調査により複数の時代の遺構が確認された場合には、道の当該部分の性質を十分に検討した上で適切な時代を設定して修理を行うこととする。また、現在においても「歴史の道」としての追体験や健康増進のためのウォーキングの道として機能を保持していることを考慮し、歩きやすさを視野に入れた保存管理を行う。

一里塚の石組みなど衰亡しているものについては、学術調査の結果を十分に踏まえ修理を行う。規模が確認できる建造物の遺構については、その形態・規模等を復元展示するなどの方法により、来訪者が学習の場として活用できるようにしていく。

巡礼供養碑・町石・道標・石仏等の石造物で原位置を保つものについては、現状の維持に努める。その場合、盗難の恐れのあるものについては、固定するなどの対策を講じることも必要である。また、後世の改変により原位置を保っていないもので、学術調査等により確実に原位置が確認されたものについては、元に戻すことも考慮する。

熊野参詣道伊勢路の一部は、海岸線に近接するため、巨大地震に伴って発生する津波により、登り口付近が浸水被害を受ける可能性のある峠道がある。また、この地域は、降水量が多く、豪雨等による大規模な被害を受ける可能性もある。これらの災害が発生した場合は、安全を確保したうえで見回りを実施し、被害の把握に努める必要がある。

② 熊野川

熊野参詣に際し、熊野川を利用したことは参詣記録等の文献資料により明らかである。しかし、土砂による河床の埋没や流路の変化を生じていると考えられることが想定されるため、「線状に延びる川の道」としての機能と性質を重視した保存管理を図ることとする。

熊野川は度重なる水害を引き起こしたいわゆる「暴れ川」であるが、花崗斑岩から成る岩盤を刻んで流れており、兩岸の滝・奇岩・淵などの河川景観は大幅に変化することなく今日に継承されていることから、自然的・文化的景観が良好に保全されている。したがって、指定地は河道中央に当たる幅 10m の極めて狭小な帯状の範囲であるが、沿川の自然的・文化的景観にも十分配慮した保存管理が是非とも必要である。熊

野川の史跡指定範囲は、河川法によっても災害の防止や正常な水流の維持など河川環境の保全が図られている。

また、吉野熊野国立公園の第2種及び第3種特別地域にも含まれており、環境省が策定した「熊野地域管理計画書」においては、特に留意すべき管理方針として河川景観・河川環境の保護が掲げられているなど、自然環境保護の観点から沿川の優れた自然景観の保護が図られている。

「暴れ川」である熊野川から周辺の住民の生命・財産を守るための河川工事や、地域住民の交通困難を解消するための橋梁架設工事は、公益上必要なものである。このため、河川・交通施策関係機関とも十分な協議と調整を図りつつ、それらの意匠・工法について史跡の保護や自然・文化的景観の保全に配慮したものとする必要がある。

③ 七里御浜

熊野参詣に際し、七里御浜を利用したことは参詣記録等の文献資料により明らかであるが、海流等により海岸線に変化が生じているものと考えられる。このため、海岸を歩く道としての機能を重視し、砂礫浜の帯状の区域を中心として史跡に指定されている。

周辺の自然環境は良好に保たれており、部分的に幅 3.6m と狭小な場所もあるが、海岸の自然的・文化的景観にも十分配慮した保存管理が是非とも必要である。

七里御浜の史跡指定地では、海岸法により災害の防止と海岸環境の保全が図られている。また、大部分の区域が吉野熊野国立公園の第1種特別地域に含まれており、環境省が策定した「熊野地域管理計画書」においても、特に留意すべき管理方針として海岸景観・海岸環境の保護を掲げるなど、海浜の優れた自然景観の保護を図ることとしている。近年は砂礫浜の後退が進行しており、養浜のための諸施策のほか、台風による高潮や地震による津波その他の大規模災害のための防災工事は、周辺住民の生命と財産を守る上で必要である。そのため、海岸に関する施策については、関係機関とも十分な協議と調整を図りつつ、史跡の保護や自然景観の保全にも配慮したものへと誘導していく必要がある。

加持鼻王子跡は現在、王子社としての機能は持っていないが、史跡の本質的価値を構成する要素である梶ヶ鼻大岩については、現状の適切な保存管理に努める必要がある。

④ 花の窟

現在も花窟神社として信仰を集め、所在地である熊野市有馬地区の住民によって清掃等の維持管理が適切に行われている。今後とも、このことを十分に考慮して現状の保存管理に努める。

花の窟は、海岸線の近隣に位置することから、巨大地震に伴って発生する津波により、浸水被害を受ける可能性がある。また、この地域は、降水量が多く、豪雨等による大規模な被害を受ける可能性もある。これらの災害が発生した場合は、安全を確保したうえで見回りを実施し、被害の把握に努めることが必要である。

ロ 社寺関連遺跡（御船島）

御船島は熊野速玉大社から熊野川沿いに約 1 km 遡った地点に位置する面積 2,654 m² の小島で、岩礁の上に草木が繁った雑種地から成る。本質的価値を構成する諸要素に

は島本体の岩礁及び樹叢があり、これらの現状を適切に維持する。

ハ 自然的名勝地及び動植物種・地質鉱物（熊野の鬼ヶ城附獅子巖）

熊野の鬼ヶ城附獅子巖は、文化財保護法に基づき天然記念物及び名勝に指定されているのみならず、自然公園法に基づき第1種特別地域にも指定されている。当該地域は天然の岩塊を主体とし、海岸の風波にさらされていることから、常に浸食の影響を受ける可能性がある。

鬼ヶ城は、海岸に張り出した凝灰岩の棚状の洞窟が、自然侵食により少しずつその形を変化させている。このような自然の営力による変化に対しては、原則として大規模な崩落等でない限り極力自然にまかせるものとし、定期的な経過観察を行う。

獅子巖は獅子の容貌に似た景観が名前の由来であり、古くから名所として親しまれるなど、名勝としての価値が高い。したがって、現在の景観を維持できるよう管理する。特に自然侵食等により亀裂が見られる場合には、天然記念物及び名勝の専門家の指導の下に、適切な補修等の方法について検討を行う。

B 構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

イ 交通関連遺跡

① 伊勢路

自然の地形は史跡等の本質的価値と密接に関連するものであるため、厳密に保存するとともに、き損した場合には、速やかに復旧を図る。

史跡指定地内の樹林が繁茂することより、一里塚が崩壊したり、茶屋跡の地形や礎石等の地上及び地下遺構に悪影響を及ぼしたりすることが予想される場合には、当該樹林の伐採・除根を含め適切な対応方法について検討する。

参詣道の通行や安全に必要な施設及び学習に必要なサイン等は、規模・色彩・素材等の観点から景観の調和に努めることとする。既存の電柱・電線等については、将来的な移設も視野に入れ、関係機関等と調整を行う。

② 熊野川

指定地内を通過する道路及びその関連施設については、公益上の観点から必要最小限のものを除き、新設又は既存のものゝ幅・増設を許可しない。また、既存のものについては、修景等の整備を行うことにより、環境に与える影響の緩和に努めることとする。

③ 七里御浜

海岸の防潮堤などの防災諸施設や漁業などに関連する施設の設置については、生活及び生業上必要と認められるもの以外は許可しない。規模・色彩・素材等の観点から、景観との調和に努めることとする。加持鼻王子跡が立地する梶ヶ鼻大岩に取り付けられている防潮堤の改修時には、大岩に影響を与えないよう工法等について工夫する。

④ 花の窟

社務所等の参拝に必要な施設、解説板などは、当該史跡等の好ましい環境形成に資するよう全体の調和を図りつつ適切に整備していく。

ロ 社寺関連遺跡（御船島）

人工林だけでなく天然林についても、史跡の好ましい環境形成に資するよう必要に応じた管理を行う。

ハ 自然的名勝地及び動植物種・地質鉱物（熊野の鬼ヶ城附獅子巖）

自然の地形は天然記念物及び名勝の価値と密接に関連するものであるため、現状を保存するとともに、き損した場合には、速やかな復旧を図る。

人工林だけでなく天然林についても、天然記念物及び名勝の好ましい環境形成に資するよう、適切な管理を行う。特に、植物の根等が、鬼ヶ城の棚状の洞窟や獅子巖に対する亀裂を広げる恐れがある場合には、専門家の指導の下に適切な管理を図る。

史跡指定地内の遊歩道の設置については、自然公園法との調整を図る。

(2) 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素

A 自然的要素

参詣道の周辺には、林業活動により形成されたヒノキ・スギなどの人工林が広く展開し、場所によってはその他の広葉樹林などの天然林が残されている。自然や人々の営みによって良好な森林景観が保全されており、これらの文化的景観を構成する諸要素の保全に努める。現状を維持していくため、林業従事者の活動との調和を図りつつ、森林法、自然公園法等の関係法令や市町の景観保護条例等により適切な管理を行う。特に、参詣道沿いの樹木については、衰亡・枯損といった問題が生じるおそれがあるため、所有者と連携の下、管理団体が中心となり、危険個所の発見及び経過観察を行う必要がある。

また、河川や海岸など自然と一体となった熊野川や七里御浜などの文化的景観の構成要素についても、現状の景観保全に努めることとし、河川法・海岸法・港湾法等の関係法令や各市町が定める景観保護条例等により適切な管理を行う。

B 人文的要素

史跡指定地外に所在するが、本質的な価値を構成する諸要素と同等の価値を持つ一里塚、茶屋跡、巡礼供養碑・町石・道標・石仏等の石造物などは、参詣道の利用度が低くなりその機能を失った現在、隣接する林地に取り込まれて遺存する。その保存管理に当たっては、今日まで継続されてきた林業活動との調整を図りつつ、地上に表出し又は地下に埋蔵されている遺構・遺物の保存に努め、史跡等への追加指定又は三重県・市町の文化財保護条例に基づく指定について検討する。

また、史跡等の周辺における休憩所・便所などの便益施設や案内板等の新設・改修等については、史跡等の保存に影響を及ぼさないよう設置場所・規模・景観にも十分配慮するものとする。送電のための電柱・電線、上空を通過する高圧線及び通信ケーブルなどの人工物の新設・改修等についても、当面は場所・規模・色調など史跡等との調和に努めることとし、将来的に移設や撤去について検討することとする。

4 史跡等の現状変更等の取扱方針及び基準

(1) 現状変更等の考え方

構成資産の土地を成す史跡等の指定地における現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）については、「文化財保護法第125条第1項」（添付資料1-1参照）及び「文化財保護法施行令第5条第4項第1号」（添付資料1-3・4参照）に基づき、現状変更等の行為に関する適正な対応を行うこととする。

A 現状変更

A-1 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、史跡等の指定地内で現状に形状的又は質的に何らかの改変を行うすべての行為を指す。「文化財保護法施行令第5条第4項第1号」（添付資料1-3・4参照）に掲げる以下の現状変更等については、(2)に定める取扱基準に基づき、適切に行為規制を行うこととする。

- ① 建築物の新築・増築・改築又は除却
- ② 工作物（道路、石垣、水路、看板等）の設置・改修・除却
- ③ 土地の形質変更
- ④ 木竹の植栽・伐採
- ⑤ 史跡等の復旧（修理）をはじめとする整備

A-2 保存に影響を及ぼす行為

史跡等の指定地内において現状を物理的に改変するものではないが、何らかの形で史跡等の保存に影響を及ぼす行為については、指定地内のみならず指定地外における行為をも含め個々の事案ごとに検討し、具体的にその適否について判断することとする。

B 許可又は同意を要しない現状変更

文化財保護法第125条第1項ただし書に規定する①維持の措置、②非常災害のために必要な応急処置、③保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微である場合については、以下のとおり、現状変更等の許可又は同意を必要としない。

B-1 維持の措置

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則第4条」（添付資料1-2参照）に列記されている以下の3つの場合においては、現状変更等の許可申請を要しない。

- ① 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ② 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ③ 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、且つ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

B-2 非常災害のために必要な応急措置

現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置を採る場合には、現状変更等の許可申請を要しない。

B-3 保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微である場合

道路の見まわり、清掃・除草、樹木の枝払い、堆積土砂・転落石の除去等の日常的な管理のための行為については、現状変更等の許可申請を要しない。ただし、個別の事案に即し、管理のための行為に当たるか否かの判断が必要となる場合があるので、事前に管理団体である三重県及び市町との協議が必要である。

(2) 現状変更等の取扱い

イ 交通関連遺跡

① 伊勢路

日常的な管理、自然崩壊に対する復旧、保存と活用を目的として計画的に実施する整備事業以外の現状変更等については、原則として許可しない。また、整備事業に当たっては、必要に応じて発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を適切に踏まえるものとする。一里塚、茶屋、巡礼供養碑・町石・道標・石仏等の石造物などは、日常的な管理及び自然崩壊に対する復旧、保存と活用を目的として計画的に実施する整備、森林経営計画に基づいて実施する植栽又は伐採、史跡等の景観を阻害している工作物等の撤去以外の現状変更等は許可しない。

ただし、前述のとおり道路の見まわり、清掃・除草、樹木の枝払い、堆積土砂・転落石の除去、安全確保のため石畳や道路の簡易な補修、管理のために一時的に設置するものなどの管理のための行為については、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微な場合に該当することとし、また、台風などの災害時にかかる安全確保のための措置は応急措置に該当することとし、ともに文化財保護法の規定に基づく許可申請を要しない。

② 熊野川

想定される現状変更等には、河川工事、橋梁架設工事、河川砂利の採取、土地の掘削、工作物の設置等がある。指定地は河川区域と重複しており、周辺住民の生命財産を守るため河川管理者が実施する河川工事、地域住民の交通困難を解消するための橋梁架設工事、河床整備のための砂利の採取又は掘削、船舶交通の障害除去のため必要とされる掘削及び公益上必要と認められる工作物の設置以外の現状変更等については、原則としてこれを許可しない。

ただし、河川管理者が実施する河川の維持管理に関する行為をはじめ、浚渫などき損・衰亡し又はその恐れのある場合にき損・衰亡する前の状態に戻す「維持の措置」の行為、非常災害のために必要とされる応急措置については、文化財保護法の規定に基づく許可申請を要しない。

③ 七里御浜

想定される現状変更等には、海岸工事、海浜管理工事、土地の掘削、工作物の設置などがある。全域が港湾法の港湾地域又は海岸法の海岸保全区域と重複しており、自然公園法の第1種特別地域又は市町の景観保護条例に基づく保全地区（地域）に指定されている。周辺住民の生命、財産を守るため港湾・海岸管理者が実施し又は許可した海岸工事、利用者の安全確保、侵食防止のための管理工事、利用者の安全確保のための土地の掘削、公益上必要と認められる工作物の設置以外の現状変更等については、原則としてこれを許可しない。また、許可の可能な現状変更等であっても、七里御浜の景観に十分配慮したものとすることが必要である。

ただし、港湾・海岸管理者が実施する海浜の維持管理に関する行為をはじめ、養浜工や河口閉塞時の土砂採取など、き損・衰亡し又はその恐れのある場合にき損・衰亡する前の状態に戻す「維持の措置」の行為、非常災害のために必要とされる応急措置については、文化財保護法の規定に基づく許可申請を要しない。

加持鼻王子跡における「維持の措置」に当たる行為以外の現状変更等は、原則として許可しない。

④ 花の窟

既存の建物の改築等及び文化財としての保存・活用を目的とする整備については、史跡の環境及び景観に対する調和を条件として現状変更等を許可する。また、花窟神社の例祭に関連して行われる仮設物の設置又は撤去については、文化財保護法の規定に基づく許可申請を要しない。

ロ 社寺関連遺跡（御船島）

当該地は、熊野速玉大社の祭礼の場でもあり、現状の維持管理を主として行うものとする。速玉大社の例祭に伴って必要な場合又は文化財としての保存・活用を目的とする整備を除き、原則として現状変更等を許可しない。

ハ 自然的名勝地及び動植物種・地質鉱物（熊野の鬼ヶ城附獅子巖）

文化財保護法第125条による維持の措置及び学術調査又は文化財としての保存・活用を目的とする整備を除き、原則的に現状変更等を許可しない。

5 管理及び復旧

(1) 管理及び復旧の内容

A 管理

構成資産の土地を成す史跡等の管理は、標識・説明板・境界線・囲さく等の設置、見まわり・除草・清掃等の保護管守や自然災害等にかかる応急措置又はその他軽微な修理などである。

このうち、標識・説明板・境界線・囲さく等の設置等については、工作物の設置や土地の形質変更などの行為に当たることから、現状変更等の行為として取り扱う必要がある。

B 復旧

復旧は史跡等がき損し又は衰亡している場合に、これをき損、衰亡する前の状態に戻す措置をいう。ただし、実際には、創建当時の形にまで戻す場合や史跡等が指定された時点に戻す場合等があつて、対象となる史跡等の内容・性格等によって種々である。なお、今は失われた建造物又は工作物を新たに復元的に整備する場合は、復旧とは別の行為に当たる。

(2) 管理及び復旧の主体

史跡等の管理及び復旧の主体は、原則として所有者及び管理団体とする。

(3) き損の届出と復旧の届出

参詣道等がき損した場合には、文化財保護法第118条もしくは第120条、及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出等に関する規則第6条に基づくき損届の提出を要する。また、復旧を行う場合には、同法第127条及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則第1条に基づく復旧届の提出を要する。

6 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素の法的取扱基準

周辺の環境を構成する自然地形、森林景観等は、史跡等と一体となって文化的景観を形成する重要な要素となっている。これらの諸要素については、各市町が定める景観保護条例により保護に努める。

また、海岸法・港湾法・河川法・森林法及び自然公園法による国立公園の特別地域などの区域指定も周辺の景観を護るための有効な法的手段であることから、これらの制度も援用しつつ、史跡等と一体的に周辺環境を保全していくこととする。

表8 構成資産の土地の周辺環境に係る関係法令

名称	法令名	地域・地区	
史跡 熊野参詣道 (伊勢路)	ツヅラト峠道	三重県立自然公園条例 森林法 大紀町熊野参詣道伊勢路景観保護条例 紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例	普通地区 地域森林計画対象森林及び保安林 文化的景観保全地区 文化的景観保全地区
	荷坂峠道	三重県立自然公園条例 森林法 紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例	普通地区 地域森林計画対象森林及び保安林 文化的景観保全地区
	三浦峠道 (熊ヶ谷道)	森林法 紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例	地域森林計画対象森林及び保安林 文化的景観保全地区
	始神峠道	森林法 紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例	地域森林計画対象森林及び保安林 文化的景観保全地区
	馬越峠道	森林法 紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例 尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	地域森林計画対象森林及び保安林 文化的景観保全地区 文化的景観保全地帯
	八鬼山道	森林法 尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	地域森林計画対象森林及び保安林 文化的景観保全地帯
	三木峠道 羽後峠道	自然公園法 森林法 尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	第3種特別地域 地域森林計画対象森林及び保安林 文化的景観保全地帯
	曾根次郎坂・ 太郎坂	森林法 尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例 熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	地域森林計画対象森林及び保安林 文化的景観保全地帯 文化的景観保全地区
	二木島峠道 逢神坂峠道	熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	文化的景観保全地区
	波田須の道	熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	文化的景観保全地区
	大吹峠道	森林法 熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	地域森林計画対象森林及び保安林 文化的景観保全地区
	観音道	熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	文化的景観保全地区
	松本峠道	熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	文化的景観保全地区
	横垣峠道	御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例	文化的景観保全地区
	風伝峠道	森林法 御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例 熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	地域森林計画対象森林及び保安林 文化的景観保全地区 文化的景観保全地区
	本宮道	自然公園法 森林法 熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	普通地域 地域森林計画対象森林及び保安林 文化的景観保全地区
	熊野川	河川法 自然公園法 三重県景観条例	河川区域 第2・3種特別地域 熊野川流域景観計画区域
	七里御浜	自然公園法 港湾法 海岸法 国有林野の管理経営に関する法律 森林法 河川法 熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例 御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例	第1種特別地域・普通地域 港湾隣接地域 海岸保全区域 国有林野 地域森林計画対象森林及び保安林 河川区域 文化的景観保全地区 文化的景観保全地区
	花の窟	自然公園法	第2種特別地域
史跡熊野三山 熊野速玉大社(御船島)	河川法 自然公園法	河川区域 第2種特別地域	
天然記念物及び名勝 熊野の鬼ヶ城附獅子巖	自然公園法 港湾法 森林法 河川法 熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	第1種特別地域 地方港湾区域 地域森林計画対象森林及び保安林 河川区域 文化的景観保全地区	

※ **太字**は、史跡指定地内の一部又は全部にかかる関係法及び条例

表9 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要 (1/3)

法令等名称	目的	概要
文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的とする。 花の窟については全体を史跡として指定し、その一部について緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。	文化財を保存し、且つ、活用を図るため、許可又は同意を要する行為について定めている。 許可等を定める行為は現状変更及び保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、許可又は同意が必要である。
自然公園法	優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。 峠道の一部については、吉野熊野国立公園の普通地域もしくは第3種特別地域に、熊野川は同国立公園の第2・3種特別地域に、七里御浜は第1種特別地域又は普通地域に指定しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。	国立公園の保護と適正な利用を図るために、許可、届出、又は協議を要する行為を定めている。 工作物の新築・改築・増築、河川・湖沼等の水位・水量の増減、広告物の設置、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、鉱物の採掘、土石の採取を行う場合等には、許可、協議又は届出が必要となる。
河川法	河川の洪水・津波・高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるように、総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、公共の福祉を増進することを目的とする。 参詣道の一部について、緩衝地帯としての環境の保全を法的に担保している。	河川の洪水・津波・高潮等による災害の発生防止や適正な利用、流水の正常な機能維持、河川環境の整備と保全がされるように総合的に管理するために、河川管理者の許可を要する行為を定めている。 流水・土地の占用、河川区域内の土石採取、工作物の新築等、土地の掘削、竹木の流送等その他河川の流水について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為は、許可が必要となる。

表 10 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要 (2/3)

法令等名称	目的	概要
国有林野の管理経営に関する法律	<p>国有林野の管理経営に関する計画を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。</p> <p>参詣道の一部の周辺については、国が国有林野として適切な管理経営をしており、緩衝地帯としての景観・環境を保全している。</p>	<p>国有林野の適切な管理経営を目的として、管理経営基本計画を定め、それに基づき、国有林野の地域管理経営計画を定める。</p> <p>地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保育総量・林道の開設及び改良・治山事業の総量を定め、国土保全・自然環境の保全等の公益的機能の発揮を重視した適切な森林の管理経営を実施する。</p>
森林法	<p>森林計画、森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図ることを目的とする。</p> <p>参詣道及び霊場は地域森林計画対象森林及び保安林として、霊場と参詣道の緩衝地帯の景観・環境の保存を担保している。</p>	<p>森林の保続培養と森林生産力の増進を目的とし、民有林について地域の自然的社会的経済的諸条件に対応した森林整備及び保存の在り方を規定した地域森林計画を定めている。</p> <p>地域森林計画対象民有林で届出を要する行為は、立木の伐採等である。</p> <p>水源のかん養、土砂の崩壊その他災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため保安林の区域を指定するとともに、許可を要する行為を定めている。</p> <p>許可又は協議を要する行為は、立木の伐採、土地の形質を変更する場合などである。また、伐採跡地への植栽が義務付けられている保安林もある。</p>
海岸法	<p>自然災害の被害から海岸を防護するとともに、海岸環境を保全し、適正に管理することを目的とする。</p> <p>七里御浜については、海岸保全区域となっており、緩衝地帯としての環境の保全を法的に担保している。</p>	<p>海岸の適正な利用を行うために、海岸管理者の許可を要する行為を定めている。</p> <p>土石の採取、施設等を新設または改築、土地の掘削、切土、盛土などの行為は、許可が必要となる。</p>
港湾法	<p>環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。</p> <p>七里御浜の一部（木本港海岸）については、港湾隣接地域となっており、緩衝地帯としての環境の保全を法的に担保している。</p>	<p>港湾の適正な利用を行うために、港湾管理者の許可を要する行為を定めている。土石の採取、施設等を新設または改築、土地の掘削、切土、盛土などの行為は、許可が必要となる。</p>

表 11 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要 (3/3)

法令等名称	目的	概要
<p>景観法（三重県が定める景観条例及び景観計画）</p>	<p>三重県内の良好な景観の保全を図ることを目的とする。 県全域が景観計画の対象区域となっているが、緩衝地帯については、市町が定める自主条例、自然公園法、河川法等が優先適用されることとしている。</p>	<p>市町の自主条例、自然公園法、河川法等において、届出・許可を要する行為及び要請すべき基準を定めている。</p>
<p>三重県立自然公園条例</p>	<p>県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。 ツヅラト峠道の一部について、緩衝地帯としての環境の保全を法的に補完的に担保している。</p>	<p>工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の掘削、土石の採取、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、広告物等の掲出・設置等、土石の集積・貯蔵、水面の埋め立て・干拓土地の形状変更、工作物の色彩変更などの行為は、許可又は届出が必要となる。</p>
<p>地方公共団体が定める自主条例</p>	<p>優れた景観の保全・創造を図り、これらを後世へ引き継ぐことを目的とする。 参詣道を中心に、霊場の一部についても、紀伊山地の霊場と参詣道としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>届出を要する行為及び届出た場合に要請すべき基準を定めている。 首長への届出を要する行為は、工作物の新築、増築、改築、外観色彩の変更、広告物等の設置、形態、又は外観の色彩の変更、土地の形状の変更、鉱物の掘採又は土砂の採取、水面の埋立、木竹の伐採の場合である。</p>

第IV章 保存整備・活用

史跡等の適切な保存管理のために、来訪者に対して史跡等の本質的価値とそれらの保護の必要性について十分な情報提供が行えるよう、以下の「保存整備活用の基本的な考え方」に基づいて、保存整備・活用の施策を進めることとする。

三重県では、1997（平成10）年度に文化庁の国庫補助事業である歴史の道整備活用推進事業の下に『三重県歴史の道整備活用総合計画Ⅰ－熊野街道－和歌山街道－伊勢本街道－』を策定し、歴史の道の総合的な保存整備活用の在り方を示した。

また、熊野参詣道については、2003（平成15）年に策定した『熊野参詣道歴史の道整備活用計画』を踏まえて、保存整備・活用の施策を進めていくこととする。

一方、2003年度において三重県教育委員会と県下関係市町村の教育委員会が策定した「広域文化財マスタープラン」に基づき、当該地域における国・県及び市町村指定の文化財の保護とそれらの相互の有機的な関連性を保ちつつ、熊野参詣道を核としてこの地域の文化遺産の保存と活用を一体的に推進し、峠道以外の道についても三重県指定及び市町指定による保護の施策を進めることとする。

《保存整備・活用の基本的な考え方》

1 歴史的事実に基づいた客観性の高い整備の方針を定めること

参詣道とその付属施設、社寺の歴史的な建造物及び工作物等の修理・復元に当たっては、発掘調査等の学術調査の結果に基づき高い精度を追求することが必要である。また、道の歴史的な雰囲気や保全にも十分配慮し、景観に悪影響を与えている施設等の緩和対策等について、技術的手法の検討を行うことが必要である。

2 安全性及び利便性にも配慮した参詣道の整備を行うこと

資産に含まれる参詣道は、修行の道であるとともに一般参詣者の道や地域住民の生活道でもあることから、歴史上・学術上の価値の保存管理を第一義としつつ、歩行の安全性・利便性との調整にも十分配慮した整備を行うことが必要である。

3 参詣道の連続性が認識できるような整備を行うこと

自動車の通行する道路と重なっている区間も含め、意匠の統一された道標や説明板等を適切な位置に設置するなど、霊場をめぐる経路の全体性又は連続性を認識できるような整備の手法を導入する必要がある。

4 周辺環境をも視野に入れた整備を行うこと

史跡等の周辺環境をも視野に入れた整備計画を策定するとともに、特に参詣道については自動車の通行する道路と重なっている区間をも含め、適切な整備方針の下に良好な景観形成を目指して誘導を図っていくことが必要である。

5 適切な活用施設の設置を計画すること

構成資産である史跡等の景観や環境に対する影響を十分考慮しつつ、適切な位置において、参詣者に対する情報発信のための活用施設や便益施設の整備について検討することが必要である。

6 適切な情報提供に努めること

参詣者や登山客に対し、資産の歴史的・文化的価値や参詣・見学の経路に関する情報を提供するなど、適切な普及啓発に努める。また、一般参詣者を対象とする資産の活用プログラムや、学校教育及び社会教育における資産の活用プログラムなどについても、積極的に検討することが必要である。

7 適切な観光資産としての利活用の誘導に努めること

世界遺産は地域にとって重要な観光資源でもあるが、観光が遺産に対して過度な圧力を生むことがないように適切な誘導に努めることが必要であり、このことを十分視野に入れた整備活用計画の立案を行う。

第Ⅴ章 運営体制

1 関係機関の連携

平成13年5月9日に「世界遺産登録推進三県協議会」を設置し、世界遺産の登録に関する様々な事業について進めてきた。さらに平成16年7月7日の登録後においては、平成17年5月19日に文化庁をはじめ、環境省・林野庁・国土交通省等の関係省庁を助言者として、三重県・奈良県・和歌山県の知事・関係部局長、教育長及び関係市町の代表者で構成する『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』を発足させ、3県として史跡等の保存管理及び世界遺産の保存と活用に関する統一的な取組みを推進することとした。『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』は少なくとも年1回以上は開催し、3県間の情報交換と統一的な取組の推進を図ることとする。

このことに伴い、世界遺産としての価値について専門的な見地から指導・助言を行う機関として設置された「世界遺産三県学術委員会」を『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』の下に専門委員会として改組した。専門委員会は専門的な見地から得られる保存管理の経過観察について指導・助言を行う。

また、史跡等の保存管理については、世界遺産登録推薦書に記載した「保全状況の測定にかかる指標」の項目を保存管理の基準としていくため、文化庁・環境省・林野庁・国土交通省の国の機関の担当者を助言者として、3県の知事部局及び教育委員会の事務担当者による「世界遺産三県連絡会議」を設置し、同連絡会議を三県協議会、専門委員会の前後に開催するが、問題が発生した場合にも機敏に開催し、相互の情報交換及び意見調整を行い適切な保存管理を行うこととしている。

2 保存管理体制の整備

保存管理の基本方針と方法を徹底させるために、以下の点について体制を整えていくこととする。

(1) 管理団体の指定

史跡熊野参詣道（伊勢路）の保存管理については、第一義的に管理団体である当該史跡等の所在する市町が責任を持って当たることとする。

ただし、七里御浜及び熊野川については三重県が管理団体となり、熊野参詣道（伊勢路）全体の包括的な保存管理については三重県が当たることとする。

史跡熊野三山（御船島）の保存管理については、所有者である熊野速玉大社がその保存管理を行う。また、天然記念物及び名勝熊野の鬼ヶ城附獅子巖については、管理団体である熊野市が適切な保存管理に当たることとする。

(2) 管理団体の体制と強化

各史跡等の管理団体である三重県及び市町においては、保存管理に関する事務を教育委員会において所管する。また、史跡等の日常管理については、国の文化財パトロール事業により三重県文化財保護指導員、及び市町の熊野参詣道伊勢路に係る景観保護条例に基づく環境保全指導員による巡視活動を実施しているが、組織体制の充実が求められ、文化財担当の専門職員を配置するよう努めるとともに、史跡等の保存管理体制を強化していくこととする。

(3) 管理団体・県の連携強化

A 三重県・市町間における会議

三重県教育長及び大紀町・紀北町・尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町の市町教育長を委員とする「三重県世界遺産保全推進協議会」を平成17年11月30日に発足させた。

また、史跡等の保護に当たっては本協議会の下に「三重県世界遺産保全推進協議会幹事会」を設置した。幹事会は、少なくとも年1回以上は開催し、三県協議会と連携して熊野参詣道（伊勢路）の保全に取り組むのみならず、課題が発生した場合にも機敏に開催し、文化財保護法に基づく史跡等の保護に万全を期する。

B 三重県関係部局間における会議等

三重県では、教育委員会及び関係各部局の担当者による「熊野古道関係担当者会議」を少なくとも年1回以上開催し、情報交換と意見調整を行っている。

また、世界遺産熊野参詣道の保全と活用のために三重県・市町及び地域の人々が自発的に活動する指針として、産学官民が一体となって平成15年3月31日に「熊野古道アクションプログラム」をとりまとめた。その後、活動の現状や社会環境の変化等を踏まえて、平成17年7月に「熊野古道アクションプログラム2」、平成20年12月に「熊野古道アクションプログラム2追記編」、平成27年3月に「熊野古道アクションプログラム3」へと改訂を行った。

(4) 神社との連携及び調整

構成資産の土地（史跡指定地）には熊野速玉大社や花窟神社の所有地が含まれており、その適切な保存管理と整備活用を実施するためには、神社との連携・意思疎通が不可欠である。そのため、三重県をはじめ関係市町においては、史跡等の現状変更等の取扱い及び整備活用の事業を円滑に進めるために、日常的に神社の関係者との意見調整に努めることとする。

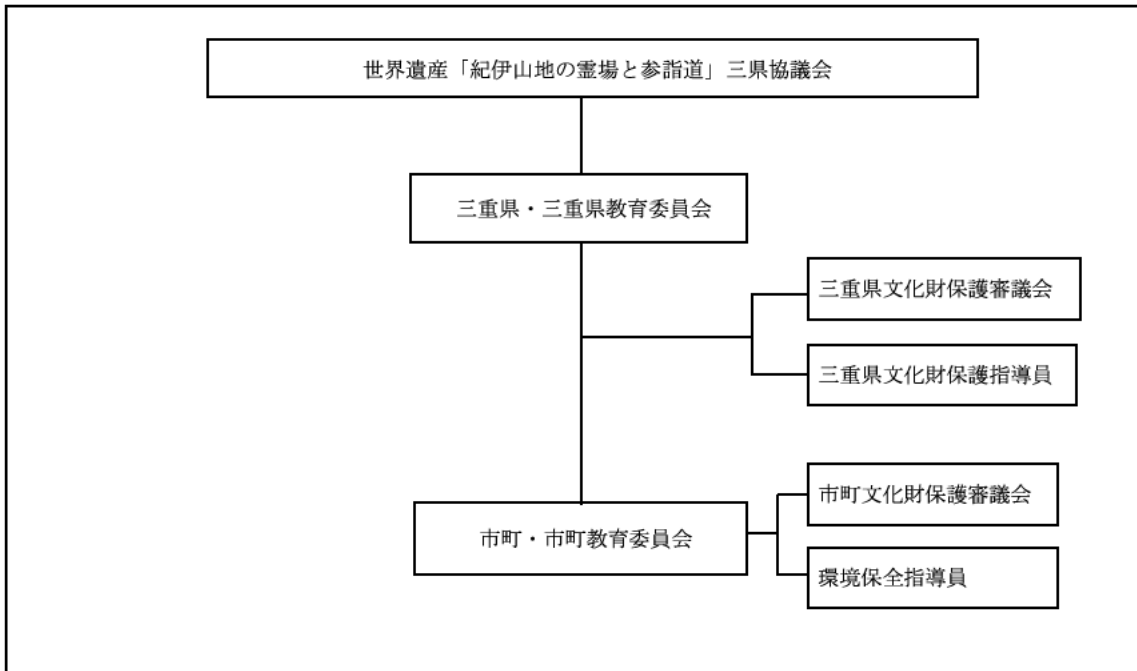


図3 「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存管理に係る組織体制

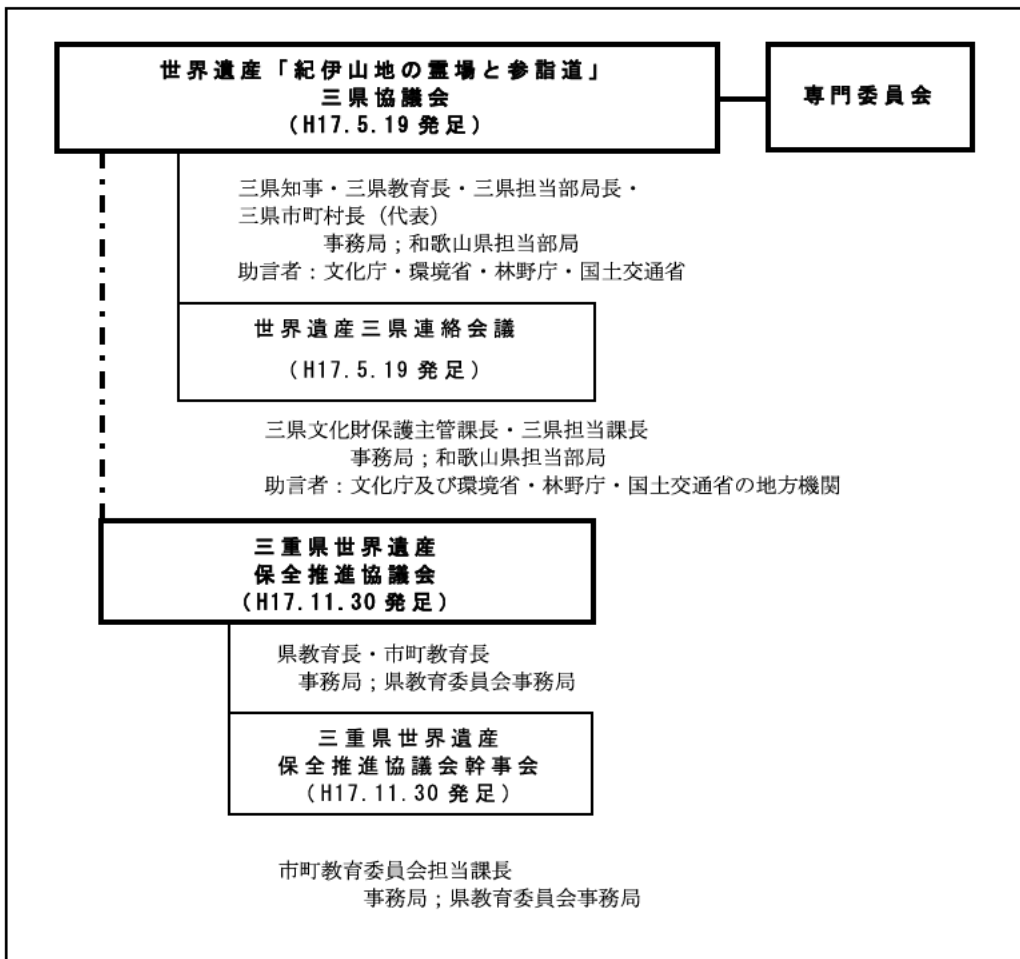


図4 「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存管理に係る運営体制

第Ⅵ章 今後の課題

1 学術調査と追加指定の方向性

史跡指定地内において、現在その実態が明らかとなっていない茶屋跡・一里塚などは、今後とも継続して学術調査を行い、史跡としての価値を解明していくことが必要である。

また、現在は史跡指定地外となっているが、参詣道や茶屋跡・一里塚など今後の調査研究等により明らかとなった場合は、その保存を図るとともに、重要な遺跡等については、国・三重県指定及び市町指定による保護の施策を進めることとする。

2 意識啓発のための企画の推進

地域住民が史跡等を誇りにし、それらの適切な保存管理の在り方について認識を共有し、各種の教育・交流の取り組みを進めていくため、平成16年2月27日に「熊野古道協働会議」を発足させ、地域住民、所有者、保存会、NPO法人、行政等関係者が協働して世界遺産の保存・活用に取り組めるよう情報を共有し、意識の高揚に努めている。

また、平成18年度には、世界遺産への来訪者に対する情報提供と交流を目的として、尾鷲市内に「三重県立熊野古道センター」が開館した。本施設では、熊野参詣道とその周辺地域の魅力を国内外に発信し、人々の交流を深める拠点づくりを目指し、情報収集・集積、交流、情報発信に資する事業を実施している。

平成16年7月8日には、「世界遺産登録推進三県協議会」の平成16年度会議において、3県の関係者が世界遺産の保存・活用に対する意識が浸透するよう熊野参詣道への来訪者等が遵守すべき「紀伊山地の参詣道ルール」(添付資料2参照)を制定した。併せて、来訪者等の安全を確保し、不測の事態に対応するために、管理団体である各市町において「熊野参詣道(伊勢路)における参詣者等の危機管理マニュアル」を策定した。

3 管理運営のための人材育成及び組織作りの推進

熊野参詣道(伊勢路)においては、峠道ごとに地域住民による保存会等が結成され、史跡等の日常的な管理が行われている。地域住民による「熊野古道語り部友の会」が組織され、来訪者に対して史跡等の本質的価値等やマナー向上などについての情報提供を行い、保存管理にも資している。

現在、これらの団体等に対しては、民間企業や県内外の有志の個人などの協力により、道具購入や清掃活動などへの支援を行っているが、これらの団体等も高齢化しており、今後の対応を考えていく必要がある。

行政機関及び地域において世界遺産の保全にかかる研修会等を開催し、人材の育成に努めることとする。また、地域の世界遺産を学習教材として活用し、世界遺産の目的・熊野参詣道の価値を踏まえて、児童・生徒の育成にも努めることとする。

4 維持管理と整備

自然災害や来訪者の増加等により、参詣道のき損が進行する恐れがある。参詣道の路面や周辺樹木の維持管理が行われていない場合、来訪者の十分な安全を確保することが困難となる場合がある。そのため、管理団体、三重県文化財保護指導員、及び市町の熊野参詣

道伊勢路に係る景観保護条例に基づく環境保全指導員らを含めたパトロールによる巡視活動を充実させ、連携を深めていくことが大切である。

また、「紀伊山地の参詣道」は、三重県・奈良県・和歌山県の全体で一体的な価値を持つ。整備に当たっては、各参詣道の特性に応じた整備方法を採用することが不可欠であるが、全体的に一体感のある整備ができるよう、整備方法の統一化について検討していくことも必要となっている。

5 危機管理

各参詣道は距離が長く、山中を通っているため、災害や事故等に対し迅速で的確な対応が求められる。

参詣道利用者の位置確認のため、平成16～17年にすべての峠道へ100m間隔で指標物「平成の道標」を設置し、管理団体だけでなく、消防署や警察署とも情報共有を行っている。平成26年には、老朽化した「平成の道標」の一部について交換を行った。今後も、官民合わせての救急システムの構築、非常時の規制と情報発信、関係機関相互の連絡体制の強化や、携帯電話の不通話地域の解消が必要である。

また、紀伊半島は、台風が多く襲来し、降雨量が多いため、土砂災害、地形崩壊等の発生のほか、東海・東南海・南海地震や地震に伴う津波等の自然災害への対応に向けて、想定される被害予測を踏まえ、初動の対応や復旧方法などについて、事前に十分に検討する必要がある。

添付資料 1. 史跡等の指定地内における文化財保護法等に基づく

現状変更等の制限

1 文化財保護法

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 (以下略)

(現状変更等の制限)

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 (以下略)

2 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

3 文化財保護法施行令第5条第4項

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合あっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のため使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限り。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限り。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

4 文化財保護法施行令第五条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成12年4月28日庁保記第226号文化庁次長通知）

共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
 - ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
 - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
 - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から、3ヶ月を超える場合
 - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。
- 2 令第5条第4項第1号ロ関係
- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 3 令第5条第4項第1号ハ関係
- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となつてその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 4 令第5条第4項第1号ニ関係
- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

(1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

(1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

7 (以下略)

添付資料 2. 紀伊山地の参詣道ルール

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、万物、生命の根源である自然や宇宙に対する畏敬を、山や森に宿る神仏への祈りという形で受け継いできた、日本の精神文化を象徴する文化遺産です。

私たちは、このかけがえのない資産がもたらす恵みを、世界の人々がいつまでも分かちあえるよう、参詣道を歩くにあたって次のことを約束します。

1 「人類の遺産」をみんなで守ります。

紀伊山地の自然や文化にふれ、学び、私たち共有の資産のすばらしさを、みんなの力で末永く後世へ伝えましょう。

2 いにしえからの祈りの心をたどります。

この道には、祈りを捧げてきた多くの足跡が刻まれています。今なお続く人々の心に思いを馳せながら歩きましょう。

3 笑顔であいさつ、心のふれあいを深めます。

出会った人と声をかけあい、また地域の人々とも交流を図りましょう。

4 動植物をとらず、持ち込まず、大切にします。

貴重な動植物が生息する紀伊山地では、存在するもの全てが大切な資産です。自然を愛し、守る心を持ち続けましょう。

5 計画と装備を万全に、ゆとりを持って歩きます。

道中は何が起こるかわかりません。中には険しい道もあるので、天候・体調・装備などを十分考えて、無理をせず歩きましょう。

6 道からはずれないようにします。

道はずれることは危険であり、植生などを傷めることにもなります。むやみに周囲に踏み込まないようにしましょう。

7 火の用心をこころがけます。

タバコのポイ捨てなど、ちょっとした不注意から火災は起こります。火気の取り扱いには十分注意しましょう。

8 ゴミを持ち帰り、きれいな道にします。

地域の人たちが古くから守り続けた道です。ゴミを持ち帰り、来た時よりも美しい道にしましょう。

添付資料 3. 史跡等の保存管理基準表 (2/2)

構成要素	社寺関連遺跡	自然名勝地及び動植物種・地質鉱物
地区の概要	史跡 熊野三山 (御船島)	天然記念物、名勝 熊野の鬼ヶ城附獅子巖
保存管理の方針	原則として、現状保存を図る。	
現状変更の取扱	建築物の新築・増築・改築	原則として、許可しない。
	工作物の設置・撤去	原則として、許可しない。
	土地の形質変更	原則として、許可しない。
	木竹の植栽・伐採	管理のための植林・伐採以外は、原則的に許可しない。
	発掘調査等の学術調査	必要と認められる学術調査にかかる現状変更等については許可する。
整備	必要に応じサイン等の整備を行う。	
周辺地域の環境保全	史跡の周辺環境として適切な景観の保全を図る。	